

新宮町告示第10号

平成30年第1回新宮町議会定例会を次のとおり招集する

平成30年2月23日

新宮町長 長崎 武利

1 期 日 平成30年3月2日

2 場 所 新宮町議会議場

○開会日に応招した議員

上畝地白馬君	森 秀司君
安武 寛憲君	庵原 伸一君
大牟田直人君	高木 義輔君
横大路政之君	牧野真紀子君
松井 和行君	北崎 和博君

○3月2日に応招した議員

全員

○3月6日に応招した議員

全員

○3月19日に応招した議員

全員

○応招しなかった議員

なし

平成30年 第1回(定例)新宮町議会会議録(第1日)

平成30年3月2日(金曜日)

議事日程(第1号)

平成30年3月2日 午前9時30分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期決定について
- 日程第3 第17号議案 新宮町農業委員会の委員及び新宮町農地利用最適化推進委員定数条例の制定について
- 日程第4 第18号議案 新宮町非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 第19号議案 新宮町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 第20号議案 新宮町行政組織条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 第21号議案 新宮町水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 第22号議案 新宮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 第23号議案 新宮町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 第24号議案 新宮町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 第25号議案 新宮町渡船事業船舶使用料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 第26号議案 新宮町立学童保育所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 第27号議案 新宮町公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 第28号議案 新宮町相島廃棄物処理施設設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について
- 日程第15 第29号議案 平成29年度新宮町渡船事業特別会計補正予算について
- 日程第16 第30号議案 平成29年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第17 第31号議案 平成29年度新宮町後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 日程第18 第32号議案 平成29年度新宮町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算について

- 日程第19 第33号議案 平成29年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算について
- 日程第20 第34号議案 平成29年度新宮町簡易水道事業特別会計補正予算について
- 日程第21 第35号議案 平成29年度新宮町水道事業会計補正予算について
- 日程第22 第36号議案 平成29年度新宮町公共下水道事業特別会計補正予算について
- 日程第23 第37号議案 平成29年度新宮町相島漁業集落環境整備事業特別会計補正予算について
- 日程第24 第38号議案 平成29年度新宮町一般会計補正予算について
- 日程第25 第39号議案 平成30年度新宮町渡船事業特別会計予算について
- 日程第26 第40号議案 平成30年度新宮町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第27 第41号議案 平成30年度新宮町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第28 第42号議案 平成30年度新宮町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 日程第29 第43号議案 平成30年度新宮町相島診療所事業特別会計予算について
- 日程第30 第44号議案 平成30年度新宮町簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第31 第45号議案 平成30年度新宮町水道事業会計予算について
- 日程第32 第46号議案 平成30年度新宮町公共下水道事業会計予算について
- 日程第33 第47号議案 平成30年度新宮町相島漁業集落環境整備事業特別会計予算について
- 日程第34 第48号議案 平成30年度新宮町一般会計予算について
- 日程第35 第49号議案 工事請負契約の変更について（緑ヶ浜地区下水道管渠築造工事（第8工区））
- 日程第36 第50号議案 工事請負契約の変更について（新宮ふれあいの丘公園造成工事（第8工区））
- 日程第37 第51号議案 財産の取得について（パソコン購入）
- 日程第38 第52号議案 町道路線の認定について（野入2号線）
- 日程第39 第53号議案 福岡県市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 日程第40 第54号議案 新宮町土地開発公社定款の変更について
- 日程第41 第55号議案 福工大前駅自転車駐車場の指定管理者の指定について
- 日程第42 第56号議案 相島辺地に係る総合整備計画の変更について
- 日程第43 第57号議案 新宮町と両筑衛生施設組合との間におけるし尿終末処理事業の事務の委託に関する規約の一部変更に関する協議について
- 日程第44 報告第3号 平成30年度新宮町土地開発公社事業計画について
- 日程第45 報告第4号 平成30年度公益財団法人新宮町文化振興財団事業計画について
- 日程第46 報告第5号 新宮町議会の議決事件に該当しない契約の報告について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期決定について
- 日程第3 第17号議案 新宮町農業委員会の委員及び新宮町農地利用最適化推進委員定数条例の制定について
- 日程第4 第18号議案 新宮町非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 第19号議案 新宮町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 第20号議案 新宮町行政組織条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 第21号議案 新宮町水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 第22号議案 新宮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 第23号議案 新宮町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 第24号議案 新宮町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 第25号議案 新宮町渡船事業船舶使用料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 第26号議案 新宮町立学童保育所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 第27号議案 新宮町公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 第28号議案 新宮町相島廃棄物処理施設設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について
- 日程第15 第29号議案 平成29年度新宮町渡船事業特別会計補正予算について
- 日程第16 第30号議案 平成29年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第17 第31号議案 平成29年度新宮町後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 日程第18 第32号議案 平成29年度新宮町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算について
- 日程第19 第33号議案 平成29年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算について
- 日程第20 第34号議案 平成29年度新宮町簡易水道事業特別会計補正予算について
- 日程第21 第35号議案 平成29年度新宮町水道事業会計補正予算について

- 日程第22 第36号議案 平成29年度新宮町公共下水道事業特別会計補正予算について
- 日程第23 第37号議案 平成29年度新宮町相島漁業集落環境整備事業特別会計補正予算について
- 日程第24 第38号議案 平成29年度新宮町一般会計補正予算について
- 日程第25 第39号議案 平成30年度新宮町渡船事業特別会計予算について
- 日程第26 第40号議案 平成30年度新宮町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第27 第41号議案 平成30年度新宮町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第28 第42号議案 平成30年度新宮町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 日程第29 第43号議案 平成30年度新宮町相島診療所事業特別会計予算について
- 日程第30 第44号議案 平成30年度新宮町簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第31 第45号議案 平成30年度新宮町水道事業会計予算について
- 日程第32 第46号議案 平成30年度新宮町公共下水道事業会計予算について
- 日程第33 第47号議案 平成30年度新宮町相島漁業集落環境整備事業特別会計予算について
- 日程第34 第48号議案 平成30年度新宮町一般会計予算について
- 日程第35 第49号議案 工事請負契約の変更について（緑ヶ浜地区下水道管渠築造工事（第8工区））
- 日程第36 第50号議案 工事請負契約の変更について（新宮ふれあいの丘公園造成工事（第8工区））
- 日程第37 第51号議案 財産の取得について（パソコン購入）
- 日程第38 第52号議案 町道路線の認定について（野入2号線）
- 日程第39 第53号議案 福岡県市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 日程第40 第54号議案 新宮町土地開発公社定款の変更について
- 日程第41 第55号議案 福工大前駅自転車駐車場の指定管理者の指定について
- 日程第42 第56号議案 相島辺地に係る総合整備計画の変更について
- 日程第43 第57号議案 新宮町と両筑衛生施設組合との間におけるし尿終末処理事業の事務の委託に関する規約の一部変更に関する協議について
- 日程第44 報告第3号 平成30年度新宮町土地開発公社事業計画について
- 日程第45 報告第4号 平成30年度公益財団法人新宮町文化振興財団事業計画について
- 日程第46 報告第5号 新宮町議会の議決事件に該当しない契約の報告について
- 日程第47 報告第6号 例月出納検査結果報告について

出席議員（10名）

1 番	上畝地白馬君	2 番	森 秀司君
3 番	安武 寛憲君	5 番	庵原 伸一君
6 番	大牟田直人君	7 番	高木 義輔君
9 番	横大路政之君	11 番	牧野真紀子君
12 番	松井 和行君	13 番	北崎 和博君

欠席議員（なし）

欠 員（2名）

事務局出席職員職氏名

事務局長 中野 哲之君 主幹 三船 史郎君

説明のため出席した者の職氏名

町長	長崎 武利君	副町長	吉村 隆信君
副町長	福田 猛君	教育長	宮川 優子君
総務課長	森 雅彦君	政策経営課長	太田 達也君
地域協働課長	藤田 暁美君	都市整備課長	本田陽一郎君
上下水道課長	森 一彦君	産業振興課長	笠井与志則君
環境課長	中村真一郎君	住民課長	阿部 智起君
健康福祉課長	桐島 光昭君	税務課長	竹上 健君
会計管理者	森 篤士君	学校教育課長	阿部 宏紀君
社会教育課長	西田 大輔君	子育て支援課長	大原 稲子君
代表監査委員	吉田 雅文君		

午前9時30分開会

○議会事務局長(中野 哲之君) 起立、おはようございます。御着席ください。

○議長(北崎 和博君) ただいまから、平成30年第1回新宮町議会定例会を開会します。

配付の日程表により直ちに本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（北崎 和博君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、3番、安武寛憲議員。5番、庵原伸一議員。事故に備えて、6番、大牟田直人議員を指名いたします。

日程第2. 会期決定の件について

○議長（北崎 和博君） 日程第2、会期の決定について議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から3月19日までの18日間としたいと思えます。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月19日までの18日間と決定いたしました。

会期中の日程は、別に配付しております会期日程表のとおりですので、議員並びに執行部の御協力をお願いいたします。

議案の審議に入ります前に、招集されました町長にあいさつをお願いいたします。

町長。

○町長（長崎 武利君） 皆様おはようございます。それでは、平成30年度予算案をはじめとします重要な議案を御審議いただき、新宮町議会第1回定例会の開会にあたりまして、新年度に臨みます町政運営の方針と施策の概要について申し述べ、議員各位の御賛同と併せまして、町民の皆様への御理解を賜りたいと存じます。

さて、最近の世界情勢につきましては、自国第一主義を掲げますアメリカの対応、金融資本主義による格差社会の助長などを受け、混迷の度合いを増しております。分断と対立という構図が浮き彫りになってきております。

とりわけ、北朝鮮による弾道ミサイルの発射や核実験の強行など、某弱無人な行動は、アメリカと北朝鮮の間に位置します我が国の安全保障のあり方について、極めて憂慮すべき事案となっております。

政権が目指す、憲法9条改正の動きにも、今後、注視が必要でございます。

国内経済に目を向けますと、アベノミクス新3本の矢の取り組みもあり、我が国のGDPは名目・実質ともに増加、企業収益は過去最高を記録いたしました。

失業者の減少や雇用、所得環境の改善など、経済の好循環が実現しつつあるようでございますが、その一方で、多くの国民が賃金の上昇など、その成果を実感できていないことも問題視されております。

また、科学技術に関しましては、AI、いわゆる人工知能の発達が目覚ましく、これまで人が

するのが当たり前と言われていました介護や車の運転などへのAIの開発やロボットの導入が進んでおります。

このことは、新たなビジネスチャンスを生み出すとともに、特定の既存産業は衰退するなど、10年後の業界や職業を一変させるとまで言われております。

便利になる一方で、人と人とのつながりや、思いやりの心が失われていくのではないかと思うところでもあります。

本町の現状に関しましては、本年1月末の人口は3万2,620人で、前年、同期と比べまして629人の増となっております。

平成25年度以降、3年間、毎年1,000人以上の人口増加をしていた時期から比べますと、落ちつきを取り戻してきているものの、緩やかに人口増加が続いております。

これは、交通利便性や生活インフラの充実に伴い、中心市街地以外の周辺地域でも、住宅開発が進んできているものと分析しております。

また、平成29年度の町政全般については、まず昨年9月には人口増に伴う保育施設及び義務教育施設整備の総仕上げとも言えます三代・上府地区の新設中学校建設に着手することができました。

また、昨年はこの新設中学校に隣接します防災活動拠点、新宮ふれあいの丘公園の整備工事を進め、これらの工事は順調に推移してきております。

昨年7月に朝倉地区で発生をいたしました九州北部豪雨は、もはや異常気象という言葉で片づけられるものではなく、いどこで大規模な災害が起こるかもしれないということを思い知らされましたが、本町では、土砂災害が懸念される地域等において、防災行政無線戸別受信機を配備するとともに、防災活動拠点の整備を急いでおり、着実に防災体制の強化を図っております。

また、平成28年3月に策定をいたしました新宮町まち・ひと・しごと創生総合戦略の重点事項でもあります東部地域の振興策の推進、相島の振興策の推進についても、具体的なビジョンや事業化に向け、地域や関係団体との合意形成と機運の醸成に努め、少しでも少しずつその成果が見えてきたところでございます。

これらを着実に推進することができたことは、町議会の皆様もとより、町民の皆様の御理解と御協力の賜物であると改めて感謝を申し上げる次第でございます。

それでは、新年度におけます主要施策、新規事業、特徴的事業と概要について、第5次総合計画基本構想のテーマごとに分けて説明してまいります。

また、事業費の多少にかかわらず、私の考え方や取り組み姿勢についても触れさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

それでは、総合計画の第1章から第3章まで、子育て支援や教育、文化、人権などの分野から

でございますが、子育て環境の充実については、まず保育所での待機児童対策については、保育士の確保が厳しいことにより、0、1、2歳を中心に待機児童が発生しているために、保育所との連携をさらに密にしながら、保育士確保のための補助金を継続をしまして、待機児童解消に努めます。

また、4月の子育て支援課のシーオーレ新宮への移転とあわせ子育て世代包括支援センターの体制を強化をし、妊娠から出産、育児まで切れ目のない支援を行い、子育て中の家族の不安解消に努めます。

次に、来年4月に開校を予定しております新設中学校建設工事については、本年12月には工事は終了する予定でございます。

最大収容生徒数約600名となるこの新設中学校は、コンパクトで建設費を抑制しつつ、採光や通風、人の動線にも配慮をし、雨天や災害時にも利用可能なビッグルーフを設けるなど、多目的な利用が可能な学校となります。

新年度は、昨年発足した開校準備委員会での開校準備を本格化させ、生徒、保護者、校区の皆様、また教職員や行政が、それぞれ物心両面において、新たなスタートが切れるよう万全を期します。

また、本町の長年の懸案事項でありました中学校での給食の実施につきまして、新設中学校にあわせ、新宮中学校でも工事を同時に進めております。

来年4月からは、町立の小中学校で完全自校式給食となります。

そして、本町の小中学校は、県下でも屈指の学力を示し、互いに切磋琢磨する良好な学習環境にあると言えますが、今後も、学習面においては、各支援員を配置するとともに、心身の健全な発達のため、スクールカウンセラー、心の教室相談員、特別支援教育、巡回相談員等が、きめ細やかに対応してまいります。

また、教育長からは、2020年度の新学習指導要領への完全移行を踏まえ、特に小学校においては、3年生から6年生で導入をされます外国語活動や外国語科の授業時間数確保については、国の基準を1年前倒しし、平成31年度2019年度から、先行実施をしたいとの意向も聞いているところでございます。

一方、新宮小学校や東小学校、北小学校など町の中央部の小中学校は、非常に児童生徒数が多いのに対しまして、相島小学校及び新宮中学校相島分校では、生徒児童が極端に少なく、立花小学校もその傾向がございます。

地域振興ということにも関連しますが、相島の小中学校については、新年度から、いわゆる漁村留学を開始する予定でございます。

4月から、小学生12名、中学生3名が島外から通学することになっております。

町営渡船の通学定期設定やコミュニティーバスの利用補助を実施する予定でございます。

地域で子供たちを見守る土地柄や人情、海に囲まれた特色ある学習環境などは、成長期の子供たちにとって、貴重な経験になるものと期待をしております。

同様に立花小学校での校区外通学という選択肢があるということについても、広く周知したいと思っております。

また、そびあしんぐうでは、イベント時に駐車場が不足しているため、芝生広場を改修し、40数台の駐車場を増設いたします。

併せて、そびあしんぐうは、竣工後15年が経過し、施設本体及び機械設備の更新時期を迎えております。

昨年までに音響設備の改修と太陽光発電設備の設置を行いました。平成30年度以降も、空調機の改修、照明のLED化関係工事を国の補助金を活用しながら実施する方向で検討をしたいと思っております。

また、人口増に伴い、シーオーレ新宮やそびあしんぐうでの貸し館や、各種運動施設の利用ニーズが増大していることから、生涯学習の推進と優遇制度のバランスをとるべく関係団体等との協議を深め、多くの町民が適切に利用できるよう努めてまいります。

人権行政の分野では、新宮町人権教育啓発基本指針並びに同実施計画に基づきまして、人が輝き、人権が尊重される町を目指し、あらゆる差別に対する啓発や教育を積極的に推進するとともに、7月に開催をしております三月間町民のつどいや12月の人権フェスティバルの継続と充実を図ります。

次に総合計画の第4章から第6章まで、土地利用や道路交通、上下水道、防災や環境などの分野についてでございます。

まず、新設中学校に隣接します防災活動拠点としての機能を併せ持つ、新宮ふれあいの丘公園整備事業につきましては、引き続き造成工事を継続し、施設整備を行うとともに周辺の安全なアクセス道路の整備等を行います。

また、新設中学校やふれあいの丘公園の隣接区域で、準備組合が設立されました三代土地区画整理事業については、事業実施に向けた国や県など、関係機関との協議を継続をし、都市計画道路三代的野線の計画法線の変更等についての検討業務を実施します。

さらに、高齢化や後継者不足のため、市外化区域編入意向があります下府農地については、土地区画整理事業による開発の検討が進められていることから、今後、地元との協議を深めていきたいと思っております。

道路関係では、的野寺浦地区の地域振興を図るため、町道、的野寺浦線を拡幅改良する工事に着手する予定で進めております。

数年後には、両地域をマリックス運行でつなぐことによりまして、地元住民の交通利便性が格段に向上するものと期待をしております。

老朽化が著しいひばりヶ丘町営住宅につきましては、緑ヶ浜池埋立地への移転・建替えて地元協議がまとまったことを受けまして、測量設計、建築設計を行う予定でございます。

建築工事は、平成31年度を予定しており、低所得者、高齢者、障がい者、ひとり親家庭など、さまざまな福祉目的の新たな町営住宅となるわけでございます。

下水道事業につきましては、平成30年度から公営企業法の適用を受ける公営企業会計に移行することにしております。

新たな会計制度のもとに、緑ヶ浜地区や三代地区での污水管渠築造工事を継続的に実施するとともに下水道施設、ストックマネジメント計画に基づき、施設の適切な維持、更新工事を実施いたします。

また、相島の簡易水道施設につきましては、配水管の老朽化に伴います漏水対策並びに濁水対策としての水源確保という両面での対策が必要でございます。

漏水対策については、3年計画で実施をしています配水管布設替工事が、平成30年度で終了いたします。

工事前と比較をして、有収率の向上が期待をできます。

校舎の水源対策につきましては、新年度は第1貯水池、堤防の治水工事を実施するとともに、なおも水不足が継続する場合には、海水淡水化装置の一時的な導入もやむを得ないと考えております。

また、長期的な対策としては、現有施設の方針、海水淡水化装置の導入、海底送水管の新設など総合的に検討してまいりたいと思っております。

また、相島地区の可燃ごみにつきましては、処理施設の老朽化に伴い、修繕料がかさんでいることから、経費節減を目的として、4月から島外に搬出をし、古賀清掃工場で処理するとともに、旧相島じん芥処理場及び現相島じん芥処理場の焼却炉は解体撤去をいたします。

また、福工大前駅自転車駐車場については、赤字幅の縮減のため、ゲート機械の導入を行い、人件費など管理運営費の削減に努めます。

災害対策につきましては、地域防災力の向上と防災知識の習得を図るため、防災専門官の確保を継続し、自主防災組織の設立促進や各種団体を対象にした出前講座の開催に努めます。

また、本年6月に実施をされます福岡県総合防災訓練が粕屋北部消防所管内を会場として実施をされることから、より多くの町民の参加を促進し、防災意識の高揚に努めたいと思っております。

このほか、新年度は三代地区の国土調査事業の継続、高松神社付近の住居表示の実施などを行

うこととしております。

最後の柱となります総合計画の第7章から第10章まで、健康、福祉、産業振興、地域振興や行政経営などの分野でございますが、まず、国民健康保険事業につきましては、本年4月から国保財政等を県と各自治体が共同して運営することとなっております。

今後の課税の一本化を見据え、今般、県が示しました本町の保険税率に近い税率を採用したいと考えておりますが、資産割を廃止することに伴います減額分は、均等割と世帯割の増額によって補うことにしたいと思っております。

本議会において、国民健康保険税条例の改正議案を上程させていただきますが、持続可能な医療保険制度を構築するには必要であると考えております。

今後は、納税者の御理解が得られるよう丁寧に御説明をさせていただき所存でございます。

また、介護保険法の改正に伴い、高齢者を地域社会全体で支える仕組みをつくるため、社会福祉協議会とともに、しんぐるっと～支え合いのまちづくり推進会議～の活動を継続し、町全体の取り組みから、各地域の実用に合わせたきめ細やかな取り組みにまで進化をさせます。

そして、高齢者の働く場の創出と生きがいつくりのため、新宮町シルバー人材センターとの連携を強化してまいります。

また、本町の高齢化率は、現在、県内で一番低い状況でございますが、他の市町村同様、高齢者人口は着実に増加をしております。

近い将来、高齢者向けサービスや介護予防事業のさらなる充実が求められてくることは、必定であるため、介護予防にも活用できます新たな交流施設を建設することで、今回、設計予算を計上させていただきました。

ふれあいの丘公園の一角に位置をしますこの施設は、多世代交流や軽運動ができます多目的ホール、町老人クラブの事務所機能も有し、元気で健康な高齢者づくりや町民相互の交流拠点になるものと期待をしております。

町民の健康づくりにつきましては、食生活の乱れや栄養の偏りが生活習慣病や介護リスクの要因となっていることから、現在策定中の健康増進計画に基づく事業実施と併せ、平成30年度から管理栄養士を配置をし、子供からお年寄りまで各世代における食生活指導や栄養管理を幅広く実施してまいります。

農業振興に関しましては、各農家での農業機械購入費用が収益を上げるための負担になっているため、近く設立予定の湊地区での稲作用農業機械利用組合に対し、共同利用にかかります機械購入助成を行います。

また、近年、有害鳥獣によります農作物被害が増加をしているために、平成29年度から拡充をした経費助成制度について周知案内に努めてまいります。

また、新宮町には潮風や飛び砂から暮らしを守るため江戸時代に植林をされました楯の松原がございます。

この広大な松林を保全し、町民の憩いの場として活用させていただくには、地域、企業、学校などとの協働の取り組みが不可欠であります。

現在、それらの団体に理解と協力を求めているところでございます。

平成30年度は、クリーン作戦などを含め、比較的規模の大きな松の保全活動を5回から6回実施することで計画をしております。

次に、地方創生、いわゆる地域振興策についてでございます。

人口増加が著しい町の中心地域とは対照的に、人口減少が顕著な相島地区、また今後高齢化や人口減少が懸念をされます立花口区や的野区などにおいては、その地域特性に応じた地域振興策が必要でございます。

地域住民の皆さんとともに策定中の相島活性化プランや地域ごとのまちづくり計画書をもとに、継続的かつより具体的な地域振興策を進めてまいります。

その一環として、相島地区においては、前述の小中学生対象の漁村留学の開始と地域の協力のもと、空き家の有効活用に積極的に取り組みます。

また、定住や移住を促進するため、空き家の利活用にかかる支援制度の整備についても具体的に検討をしております。

また、地域振興策につきましては、幸いにも各地域でさまざまな地域おこし団体が、主体的に趣向を凝らしたイベントを展開されております。

猫の島として有名になりました相島では、春フェスタやいけま売り、的野地区では、サンライズフェスティバルI N的野、立花口地区では晩秋の竹灯籠まつりなどのイベントが、年々盛況となってきております。

町としましても、このようなイベントや交流を通じまして、その地域の良さを実感していただけるよう、しっかり支援をしております。

また、特産品の活用による地域振興と自主財源の確保という目的で、一昨年からは開始いたしました返礼品を伴いますふるさと納税事業は平成28年度の寄附額が5億4,000万円強であったのに対しまして、平成29年度は2月上旬には10億円を突破し、非常に好調でございます。

貴重な自主財源となっております。

協力事業者との交渉や特産品の調達にかかわる新宮町おもてなし協会の頑張りもあり、特にあまおうやみかんなどの農産品や、明太子などの海産品は人気を博しております。

今後もこのような地道な取り組みの中で、地元農水産事業者や、地元企業の収益アップと新たな参加につながればと思っております。

行政組織につきましては、今年の4月から既存の公共施設であります、そびあしんぐう、シーオーレ新宮、社会福祉センター、それぞれを生涯学習、子育てと健康、高齢者福祉の拠点にすべく組織改革を行います。

まず、そびあしんぐうについては、社会教育課を移転させ、管理を直営化するとともに、障がい者の雇用機会拡充のため、喫茶ルームもオープンさせます。

また、シーオーレ新宮1階につきましては、子育てと健康の館と位置づけをし、子育て支援課を移転させることにしております。

また、社会福祉協議会の所有でありました町社会福祉センターは、4月から新宮町福祉センターと名称を改め、町の施設とし、そこに地域包括支援センターや健康福祉課の高齢者福祉担当を移動させることで、相談体制の充実や社会福祉協議会との事業連携を図ってまいります。

この件につきましては、既に広報やホームページ等を通じ、住民や関係者の皆さんに周知しているところでございます。今後もさらなるサービス向上に努めてまいります。

また、情報の公開に関しまして、4月からはリニューアルした町公式ホームページの運用を開始し、使いやすく、見やすいホームページにいたします。

また、これまで15行政区、25回を数えております行政懇談会は、地域の要望や住民の皆さんの声を直接お聞きし、行政と町民の距離を縮めるいい機会であると思っておりますので、今後も継続してまいります。

最後に、平成30年度予算の概要について、国の動向も含め、申し述べます。

まず、本町予算とも関連する国の平成30年度予算は、生産性向上による経済再生と財政健全化を両立させるとともに、非正規雇用の処遇改善や長時間労働の是正などの働き方改革、さらには、保育の受け皿整備など人づくり革命関連施策を盛り込んだものとなるようでございます。

また、地方財政対策では、地方の一般財源総額については、子ども子育て支援等の社会保障関係費を適切に計上し、まち・ひと・しごと創生事業費を前年と同額の1兆円計上することなどにより、前年を上回る6兆1,000億円を確保するとしながらも、内訳では、地方税の増収部分4,000億円相当を地方交付税及び臨時財政対策債の減で相殺するものとなっています。

そのような状況を踏まえ策定をいたしました平成30年度の予算案でございますが、一般会計は、予算総額133億8,250万4,000円で対前年比19.4パーセントの増となります。

水道事業会計及び公共下水道事業会計を除く7つの特別会計の予算総額は、28億8,230万6,000円で、対前年比12.2パーセントの減。

水道事業会計は、11億4,566万3,000円で対前年比4.0パーセントの増であります。

公共下水道事業会計は、18億7,277万4,000円で、特別会計であった前年と比較いたしますと29.9パーセントの増となりました。

平成30年度も新設中学校建設や新宮ふれあいの丘公園整備事業の継続、一部事務組合負担金の増加、さらには扶助費や公債費など義務的経費の増により、財政的に厳しい状況が続く見込みであることから、創意工夫による事業の選択と集中を徹底し、最小経費による最大効果の実現を目標として策定をいたしました。

今後の財政運営につきましては、近い将来に予測されます事業を適格に見定めるとともに、随時財政シミュレーションによる財政チェックを行いながら、政策事務事業を進めてまいります。

最後になりますが、私たちの子や孫、未来を生きる世代のため、新宮町をこれまで以上に住んでよかった住みやすくなったと思われるようなまちづくりに邁進する所存でございます。

今後とも町議会の皆様、そして町民の皆様の御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

よろしくお願い申し上げます。提案審議よろしくお願い申し上げます。

ありがとうございます。

○議長（北崎 和博君） これより議案の審議に入ります。

日程第3. 第17号議案

○議長（北崎 和博君） 日程第3、第17号議案、新宮町農業委員会の委員及び新宮町農地利用最適化推進委員定数条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。産業振興課長。

○産業振興課長（笠井 与志則君） おはようございます。よろしくお願いいたします。

第17号議案、新宮町農業委員会の委員及び新宮町農地利用最適化推進委員定数条例の制定について説明いたします。

1ページをお開きください。

第1条でこの条例の趣旨を、第2条で農業委員会の委員の定数を11名とし、また、第3条で新たに設置いたします農地利用最適化推進委員の定数を2名と定めるものでございます。

附則の1としまして、現在の農業委員の委員の任期が今年の7月末日までですので、任期満了の日の翌日から施行するものとし、附則の2で、委員選任に関する規則の制定及び委員の推薦や募集等の方法、この条例を施行するにあたり、必要な準備行為について条例の施行前に行うものとするものでございます。

なお、2ページに改正前の農業委員会の選挙による委員定数条例を参考資料としてお付けしておりますので御参照ください。以上で説明を終わります。

○議長（北崎 和博君） 質疑を許可いたします。松井議員。

○議員（12番 松井 和行君） 一点お伺いいたします。理由の中に委員とは別に農地利用最適

化推進委員を新設されるとありますが、1,000人当たり現場活動を担うとうたってありますので、対象者は何か専門的な方が2名入られるような感覚で受けとられるんですが、対象者はどのような方になるかわかればお伺いします。

○議長（北崎 和博君） 産業振興課長。

○産業振興課長（笠井 与志則君） はい、お答えいたします。これは新たに農業委員のほかに最適化委員というのを置くようになっておりまして、この方々につきましては地域が指定されております。

地域の中から農業に精通された方を新宮町の場合は2名でございますので、2地区に分けて1名ずつ町長が選任するという形になります。以上です。

○議長（北崎 和博君） よろしいですか。松井議員。

○議員（12番 松井 和行君） ということは、別にその農業委員さんとはそんなに差があるっていうわけじゃないということですね。

○議長（北崎 和博君） 産業振興課長。

○産業振興課長（笠井 与志則君） はい、お答えいたします。農業委員との違いは、基本的に農業委員さんはいろいろな法的な許可の案件がございまして、その許可の案件を審議していただいて、議決するという権利をお持ちになります。

推進委員さんはそういう権利はございませんけども、農業委員さんから議決に対する意見を聞くことができるということで、大きく見ると推進委員さんは地元の方とよく接触をしっかりとしまして、農地を集積するお手伝いをするとか、農業の荒れた土地に、もっとちゃんと作りなさいよとかいう農地の管理について密接にかかわっていくものでございまして、農業委員さんはそういったものを集約して、農業委員会総会の中でいろいろと議決をしていくという役割になります。

以上です。

○議長（北崎 和博君） よろしいですか。ほかに。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） はい、ここで質疑を打ち切り、第17号議案は文教生活常任委員会に付託したいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 異議がないので、第17号議案は文教生活常任委員会に付託いたします。横大路委員長、よろしくお願ひいたします。

日程第4. 第18号議案

○議長（北崎 和博君） 日程第4、第18号議案、新宮町非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償

等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（森 雅彦君） 第18号議案、新宮町非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明をいたします。

改正趣旨といたしまして、農業委員会法等の改正により、新たに設置されることになる農地利用最適化推進委員の報酬は、条例で定める必要があること、また、農業委員会等の報酬について活動実績等に応じた実績加算を行うこととなることとさせていただきます。

3ページをお願いいたします。新旧対照表で説明させていただきます。

別表第1、農業委員会委員の会長、副会長、委員それぞれの金額の欄の金額の次に、上記の金額に活動実績等に応じて予算の範囲内で町長が定める額を加算するという文言を追加しております。

4ページをお願いいたします。新たに農地利用最適化推進委員の項を追加し、金額の欄を15万8,000円。

上記の金額に、活動実績等に応じて予算の範囲内で町長が定める額を加算するとしております。

2ページをお願いいたします。改正文の最後の部分ですが、附則といたしまして、この条例は現に在任する新宮町農業委員会の委員の任期満了の日（新宮町農業委員会の選挙による委員の全員がすべてなくなったときは、そのなくなった日）の翌日から施行するとしております。

以上で説明終わります。

○議長（北崎 和博君） 質疑を許可いたします。高木議員。

○議員（7番 高木 義輔君） 活動実績に応じて加算をするといった町長の許可においてやるということです。

今まで私も農業委員会に入りまして、活動したっていう経験がありますけれども、活動実績っていうのは、金額が想定されておりますが、その他に活動実績に応じて加算をするということで、具体的にはどういうふうな活動実績をしたら、その加算をしていくのか、通常の活動の中のほかに違うことをやったということでありましょから、その辺の具体的な活動実績が、こういうふうな活動実績したときに、こうやって幾らぐらい加算するんだということがわかれば御説明いただきたい。

○議長（北崎 和博君） 産業振興課長。

○産業振興課長（笠井 与志則君） はい、お答えいたします。まず、活動実施の内容につきましては、まず、活動に日数、農地パトロールであったり、例えば農地の集約です。

農地中間管理機構のほうに農地の集約をする報告をするためにまとめた農地をこっだけまとめて、こういう農地がありますよというふうに、出し手の活動に、それが実績として評価されます。

これは、あくまでも国の指針でございまして、おおむね約上限が2万円程度になります。

これは活動実施でございまして、年度末のほうに活動実績報告書を国のほうに出しまして、国の農地利用最適化交付金というお金がございまして、そちらのほうで評価を受けたお金がおりてくるということになります。

それが上乗せのMAXで2万円ということでございます。以上です。

○議長（北崎 和博君） よろしいですか。ほかに。庵原議員。

○議員（5番 庵原 伸一君） 今の説明で国からの交付金で上限2万円ということですが、定める額で1回につき幾らというように支給していくということではないんですか。

御説明をお願いします。

○議長（北崎 和博君） 産業振興課長。

○産業振興課長（笠井 与志則君） はい、お答えいたします。1回あたりではなくて全体を10等分して活動日数の分が、約その3割程度。

農地中間管理機構のほうに農地の集約をして、その実績が7割程度の評価をされるということになります。以上です。

○議長（北崎 和博君） よろしいですか。庵原議員。

○議員（5番 庵原 伸一君） 今の内訳の3割、7割というのは、そのあたりについては何か担当課のほうで把握して実績報告に基づいて、国から来るということで、その3割、7割という判断はどこがするわけですか。

○議長（北崎 和博君） 産業振興課長。

○産業振興課長（笠井 与志則君） はい、お答えします。国の様式がございまして、それに則って活動日数が何日、収益がどれぐらい農地を収益したかというのを様式に基づいて国のほうに提出して、それに国が判断して交付金が決まるという流れでございます。

○議長（北崎 和博君） よろしいですか。ほかにございますか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） はい、この第18号議案なんですけども、第17号議案と関連がございまして、文教生活常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） はい。それでは異議がないので、第18号議案は文教生活常任委員会に付託いたします。

横大路委員長、よろしく願いいたします。

日程第5. 第19号議案

○議長（北崎 和博君） 日程第5、第19号議案、新宮町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（森 雅彦君） 第19号議案、新宮町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明をいたします。

2ページをお願いいたします。2ページ新旧対照表で御説明いたします。

第10条にただし、東京都特別区を勤務地とする職員には、本文に規定する月額合計額に100分の20を乗じて得た額を月額として支給するという条文を加えております。

改正の趣旨といたしましては、4月から厚生労働省、東京都特別区に本町職員を派遣するにあたり、派遣先勤務地の基準に準じた地域手当を支給するため、この条例を改正するものでございます。

1ページをお願いいたします。附則といたしまして、この条例は平成30年4月1日から施行するとしております。以上で説明終わります。

○議長（北崎 和博君） 質疑を許可いたします。はい、庵原議員。

○議員（5番 庵原 伸一君） この東京の派遣については、今後ずっと継続をされていくっていうふうなことになるのか、今回この給与条例だけの改正になっておりますけど、東京のほうに行くっていうことになれば、その職員の方のそこのいわゆる泊るとかというような、いわゆる引っ越しですか、そういうようなものについては、給与でみてありますけど、そのあたりについては、自分の自腹で結局、引っ越しとかそういうものはやっていかないかんというような理解でいいんですか。

○議長（北崎 和博君） 吉村副町長。

○副町長（吉村 隆信君） お答えします。まず泊まる場所ということでございますが、町のほうで後で予算のほうに上げさせていただいておりますけども、宿舍の借り上げという形で、町のほうで宿舍を2年間借り上げる予定にいたしております。

その後の継続して派遣するかどうかというのは決まっております。

で、借り上げた宿舍に対しての個人の負担とかその辺については、貸し付けの要綱等つくりまして個人負担がどの程度必要かっていうことは、示していきたいというふうに考えております。

それから、ここの赴任地までの旅費でございます。

それにつきましては、町の旅費条例の中に赴任手当という手当制度がございますので、その既存の旅費条例の範囲内で対応していくということになります。以上です。

○議長（北崎 和博君） 庵原議員。

○議員（5番 庵原 伸一君） 一応、今の職員の派遣については2年間ということですけど、2年間になりますと、今職員について行く場合については旅費で赴任手当、条例に基づいてっていうことでしょうか、その間、時々こちらのほうに帰ってくるというふうなことが予想されると思いますけども、職員の方については、年何回についてってというのは、町のほうで予算の範囲内で、この程度は結局、福岡のほうの地域についてはみるとか、そういうことの考え方はあるのか、お伺いします。

○議長（北崎 和博君） 総務課長。

○総務課長（森 雅彦君） はい、お答えいたします。この厚生労働省、老健局に関する実務研修につきましては、平成29年度19名の派遣がされておるようです。

我々もそういった取り扱いが今回初めてだったものですから、いろいろそういった帰省の問題等についてもお聞きいたしますと、年に数回程度そういった研修の成果の報告会といったものを開催するというので、それにつきましては、研修旅費という形で旅費のほうで対応しているという実情でございますので、我々としてましては、一、二回報告会を開催して我々もどういう状況なのか、またそういったものが職員に対してまだ研修という目的で開催するというので対応させていただきたいというふうに思っております。

○議長（北崎 和博君） 庵原議員。

○議員（5番 庵原 伸一君） 帰省される分については研修旅費という形で、特別に予算のほうで年1回か2回かというふうな形では見るということで、そういうふうには理解しとっていいですかね。

○議長（北崎 和博君） 総務課長。

○総務課長（森 雅彦君） はい、そういう御理解でよろしいかと思えます。

○議長（北崎 和博君） よろしいですか。ほかにごございますか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） はい、質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第19号議案、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 全員御異議なしと認め、第19号議案は原案のとおり可決されました。

日程第6. 第20号議案

○議長（北崎 和博君） 日程第6、第20号議案、新宮町行政組織条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（森 雅彦君） 第20号議案、新宮町行政組織条例の一部を改正する条例の制定について御説明をいたします。

2ページをお願いいたします。新旧対照表で御説明をさせていただきます。

水道事業の次に、及び下水道事業を追加しておりますのは、下水道事業の公営企業化に伴い、本町行政組織から切り離されることに伴う改正となります。

また、第3条の、第2条第1項各号を前条第1項と改めておりますのは、法制的に適切な表現とするためでございます。

3ページをお願いいたします。健康福祉課の分掌事務中、保健事業の月に（母子保健事業を除く）という文言を加え、子育て支援課につきましては、2項として、母子保健事業に関することを追加しております。

これは平成30年4月から子育て支援課がシーオーレ新宮に移転することに伴い、これまで健康福祉課で担当してきた保健事業のうち、妊娠から出産、子供の発達や健康に関する保健事業の部分、例えば、乳幼児健診、予防接種、妊婦健診、子供発達支援センターなどの事務事業を子育て支援課が担当することにするためのものとなります。

4ページをお願いいたします。上下水道課の分掌事務のうち、下水道事業に関することを相島漁業集落環境整備事業に改めております。

これにつきましても、下水道事業の公営企業化に伴い、町の行政組織で上下水道課が分掌する事務は、相島漁業集落環境整備事業と簡易水道事業になることのために改正するものです。

1ページをお願いいたします。附則として、この条例は平成30年4月1日から施行するとしております。以上で説明終わります。

○議長（北崎 和博君） 質疑を許可いたします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第20号議案、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 全員御異議なしと認め、第20号議案は原案のとおり可決されました。

日程第7. 第21号議案

○議長（北崎 和博君） 日程第7、第21号議案、新宮町水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（森 一彦君） 第21号議案、新宮町水道事業企業職員の給与の種類及び基準に

関する条例等の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

1 ページをお願いいたします。平成30年4月1日から下水道事業に公営企業法の規定の全部を適用することに伴い、第1条で、新宮町水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部の改正、第2条で新宮町情報公開条例の一部の改正、第3条で新宮町個人情報保護条例の一部の改正の条例の制定としており、下水道事業を追加するものでございます。

1 ページに改正する条例を提示しておりますが、2 ページから4 ページに参考資料として記載しております新旧対照表で御説明申し上げます。

2 ページをお願いいたします。まず、新宮町水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正ですが、題名を「新宮町水道事業及び下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例」に改めております。

次に、第1条中、水道の次に「及び下水道」を加え、第2条中、水道事業の次に「及び下水道事業（以下、「上下水道事業」という。）」を加え、第3条中、「水道事業」を「上下水道事業」に改めております。

3 ページをお願いいたします。

次に新宮町情報公開条例の一部改正でございますが、第2条第1項中、「水道事業管理者」を「水道事業及び下水道事業管理者」に改めております。

4 ページをお願いいたします。

次に新宮町個人情報保護条例の一部改正でございますが、第2条第5項中、「水道事業管理者」を「水道事業及び下水道事業管理者」に改めております。

1 ページにお戻りください。附則としまして、この条例は平成30年4月1日から施行することとしております。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（北崎 和博君） 質疑を許可いたします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第21号議案、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 全員御異議なしと認め、第21議案は原案のとおり可決されました。

○議長（北崎 和博君） ここで、10時50分まで休憩します。

午前10時37分休憩

.....
午前10時50分再開

○議長（北崎 和博君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第8. 第22号議案

○議長（北崎 和博君） 日程第8、第22号議案、新宮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（阿部 智起君） 第22号議案、新宮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について御説明をいたします。

1ページをお願いいたします。新宮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

新宮町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

改正する条文につきましては、以下のとおりでございます。

改正内容につきましては、4ページ以降に参考資料として添付いたしております新旧対照表で改正内容を御説明いたします。

4ページ、5ページをお願いいたします。

第2条につきましては、課税額について全文を改正するものでございます。

ここでは、1号、2号、3号と、それぞれ1号では医療分を規定するもの。

2号では、後期高齢者支援金等を課税するもの。

3号では、介護納付金課税被保険者を規定するものとなっております。

同じく第2項前項の後に1号を加え、資産割額並びにを削除し、均等割額の後を並びに世帯別に改めるものです。

同じく第3項、第1項の後に2号を加えるものです。

同じく第4項は、第1項の後に、第3号を加え括弧書きの部分及び資産割額並びに、を削除し、均等割額の後を並びに世帯別に改めるものでございます。

第3条、ここからは税率及び額の改定になってまいります。

第3条、いわゆる医療分につきましてはの所得割額、100分の7.0を100分の7.1に改正するものでございます。

6ページ、7ページをお願いいたします。第4条、医療分の資産割額を削除するものでございます。

第5条は、医療分の均等割額2万円を2万5,000円に改正するものでございます。

第5条の2は、医療分の平等割額を1号は、第2条で規定しています括弧書きの部分削除し、特定世帯及び特定継続世帯以外、この後、一般世帯として説明してまいります額を2万2,000円を2万7,000円に、同じく2号、特定世帯の額1万1,000円を1万3,500円。

3号特定継続世帯の額1万6,500円を2万0,250円にそれぞれ改正するものでございます。

続きまして6条は、後期高齢者支援金等課税額の所得割額の率、100分の2を100分の2.3に改正するものです。

第7条は、同じく均等割額7,000円を8,000円に改正するものでございます。

第7条の2は、同じく平等割、第1号で一般世帯8,000円を9,000円に。

同じく第2号は、特定世帯の額4,000円を4,500円に。

3号は、特定継続世帯の額6,000円を6,750円にそれぞれ改正するものでございます。

第8条は、介護納付金課税額、所得割額の率を100分の1.80を100分の1.9に改めるものでございます。

第9条、介護納付金課税額の資産割額を削除するものでございます。

第9条の2、同じく平等割額8,000円を6,000円に改正するものです。

8ページ、9ページをお願いいたします。

第23条につきましては、ここからは、保険税の減額に関する改正でございます。

第1号、ここはいわゆる7割軽減について改正するものでございます。

アといたしまして、医療分の均等割額、1万4,000円を1万7,500円に。

イ、医療分の平等割額1. 一般世帯1万5,400円を1万8,900円に。

同じく2、特定世帯の額7,700円を9,450円に。

3、特定継続世帯の額1万1,550円を1万4,175円に。

後期高齢者支援金等課税額、均等割額4,900円を5,600円に。

同じく平等割額1、一般世帯は5,600円を6,300円に。

同じく2、特定世帯の額2,800円を3,150円に。

特定継続世帯の額4,200円を4,725円に。

カ、介護納付金納税額平等額5,600円を4,200円にそれぞれ改正するものです。

2号につきましては、ここはいわゆる5割軽減について改正するものでございます。

同じように、アといたしまして医療分の均等割額1万円を1万2,500円に。

イ、平等割額を、1一般世帯1万1,000円を1万3,500円に。

同じく、特定世帯の額5,500円を6,750円に。

3特定継続世帯の額8,250円を1万125円に。

ウ、後期高齢者支援金等課税額均等割額3,500円を4,000円に。

エ、同じく平等割額、1一般世帯4,000円を4,500円に。

同じく2特定世帯の額2,000円を2,250円に。

3 特定継続世帯の額 3,000 円を 3,375 円に。

カ、介護納付金課税額納税者平等割額 4,000 円を 3,000 円に、それぞれ改正するものです。

第 3 号につきましては、ここは 2 割軽減について規定するものでございます。

医療分の均等割額 4,000 円を 5,000 円に。

10 ページをお願いいたします。

イ、医療分の平等割額 1 一般世帯 4,400 円を 5,400 円に。

同じく、特定世帯の額 2,200 円を 2,700 円に。

3 特定継続世帯の額 3,300 円を 4,050 円に。

後期高齢者支援金等課税額均等割額、1,400 円は 1,600 円に。

エ、平等割額 1、一般世帯 1,400 円を 1,600 円に。

同じく平等割額 1、一般世帯 1,600 円を 1,800 円に。

同じく特定世帯の額 800 円を 900 円に。

3 特定継続世帯 1,200 円を 1,350 円に。

カ、介護納付金課税者平等割額 1,600 円を 1,200 円にそれぞれ改正するものでございます。

続きまして、27 条 2 につきましては、ここでは被扶養者に係る税の減免に関する規定の条項で、第 2 号資産割額、資産割額の全額を削除し、2 号及び 4 号をそれぞれ繰り上げし、第 2 号を被保険者均等割額、第 3 号を世帯別平等割額とするものです。

改正の箇所については、以上で説明終わります。

3 ページにお戻りください。附則の 1、施行の期日。この条例は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

適用は、区分第 2、この条例による改正後の新宮町国民健康保険税条例の規定は平成 30 年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 29 年度分までの国民健康保険税については、なお従前のおりとするものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（北崎 和博君） 質疑を許可いたします。庵原議員。

○議員（5 番 庵原 伸一君） 今回の分については、いきなり新宮町の国民健康保険税条例の改正ということで説明がありましたけども、提案の理由の中で将来的にこの県内の統一と、事業主体が福岡県になるとか、そういうふうなことについて、ちょっとこう、説明等がなっていないとかそういうところがされてないので、そのあたりが説明されてもいいんじゃないかなというふうに思います。

それと、資産割が今度なくなるわけですけど、そのあたりについてはどういう理由で結局、資

産割を廃止されるのか。

それと改正点の中で、介護のほうについては、金額的に一部安くなっておりますけど、そのあたりについてはどういう理由で、今回の改正ににあたって安くされたのか、その点の理由についてお伺いします。

○議長（北崎 和博君） 住民課長。

○住民課長（阿部 智起君） はい、まず、お答えさせていただく1点目でございますが、ここまでに至った経緯っていうところでございます。

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険等の一部を改正する法律が平成27年5月27日に成立しております。

この附則の中で医療費の増加に対応していくために県及び市町村の取り組み、国民健康保険事業の標準化効率化をうけて都道府県と市町村が取り組んでいくことを検討していくということが決められております。

そのことを受けまして、これは今年の4月1日から施行の分の国民健康保険法の改正部分でございますが、第3条の中に保険者としまして、都道府県は当該都道府県内の市町村とともにこの法律の定めるところによる国民健康保険を行うこととするっていうことで、ここで福岡県が保険者として市町村と共同であたっていることとなっております。

その中で県が担うところ、市町村が担うところ、共同で担うところが定まってきております。

あと、介護の保険の介護の部分が下がっているということでの御質問だと思います。

これは今年の1月のはじめに県から示されました標準保険料率、それを参考にした場合、新宮町の場合は今までより少し高くいただいておりますので、その両立に合わせるところ近くにされたところでございます。以上です。

○議長（北崎 和博君） 資産割をなくした理由は。

○住民課長（阿部 智起君） 失礼しました。一番大事なところを忘れてました。

資産割につきましては、かねてよりこの資産割の課税については、いかがなものかという御質問、あるいは不平等ではないかという御質問、意見等がございましたことを踏まえまして、常にごうあればいいかっていう検討を重ねてまいりました。

先ほど申しましたように、平成27年に国民健康保険が変わると、平成30年4月から国民健康保険が変わるということもありまして、その時期に合わせて国民健康保険の資産割について改正するという方向で検討を重ねてまいりました。

その検討の中で、福岡県が標準保険料率を採用するにあたって、資産割はもう使わないよということ、3方式でいくよということが決まりまして、そのことを受けまして、今まで資産割のあり方について検討してきた内容を含めて、今回改正させていただいたところでございます。

以上です。

○議長（北崎 和博君） 庵原議員。

○議員（5番 庵原 伸一君） 4方式から3方式で資産割については、ちょっと答弁にいかがなものかっていう答弁は、ちょっといかんとやないですかね。

その資産割について、いろんな検討した結果、こういうふうになったというふうな形での説明をちゃんとしておらんといかんとやないかなというふうに思います。

それと、介護保険については何か今年の1月、そういうふうなことで新宮町が下がったので、最終的にはこの金額に変更したっていうことですが、介護保険の分については、新宮町の医療費等が県内で下がったからということで、この分については下げていいっていうふうな形で、その向こう側のほうから来たのか、その点についてちょっとお願いしたいと。

資産割をどうして、結局平成27年から検討して新宮町も県の3方式でやっても問題がないっていうのをちょっと詳細を、ちょっと説明をお願いしたいと思います。

○議員（5番 庵原 伸一君） 住民課長。

○住民課長（阿部 智起君） 今、議員が御指摘されました文言の言い方ですね、そこはちょっと訂正させていただきたいと思います。矛盾があるように感じますということです。

それと介護、その矛盾の理由は資産割といいますと、今現在資産割としてかけているのは、新宮町に固定資産をお持ちの方。

新宮町にあくまでも固定資産をお持ちの方が資産割の対象となっております。

ただ、国民健康保険法が施行された当時はそれでもよろしかったかと思いますが、現在では新宮町外、他市町村にもたくさんの固定資産を持ってある方もおられるように見受けられます。

そういう人たちとの整合性がとれない、その新宮町に資産をもっている人達だけなのかという問題もあります。

それともう一つは固定資産税も払ってるのにまたこっちでも取られるのかっていう問題があがってきております。

これが先ほど言いました矛盾っていう大きな論点になろうかと思います。

そして、先ほど質問があつてました介護納付金の部分ですが、これは新宮町の実際に介護保険の納付対象者、いわゆるが40歳から64歳までの方、その対象の被保険者に対するところでございます。

これについては、新宮町の所得情報と、あるいは対象者の情報等を県のほうに提出しております、その内容をもって試算された金額は先ほどちょっと下げさせていただいた金額に近いところになりましたので、県が試算した内容と大きく改良することを避けるため削減させていただいたところでございます。以上です。

○議長（北崎 和博君） よろしいですか。ほかにございますか。はい、横大路議員。

○議員（9番 横大路 政之君） はい、お尋ねします。この制度につきましては、従前から当然制度移行が行われるということは、情報で伝わってましたし、私も折に触れて保険料率が一体どういうふうになるのかっていうのは繰り返しお尋ねしてました。

しかしながら、制度設計が終わってないんで、まだ決まってないという回答がずっと続けられてきたわけですね。

ここに来て、やっと出てきたと。もう、それこそ1カ月後には制度移行するわけですね。

そこで、この時期に先ほどから説明中ありました、質問にもありましたけども、その資産割という制度自体を廃止して、制度設計を変えるんだという答弁なんですけど、もともとの制度移行についてはやはり激減するんじゃないかと、保険料がですね。っていうようなことは危惧されてたわけですね。

だから、激減緩和措置まで制度設計の中にはあったはずなんです。ところが新宮町においてはこの制度移行に際して、あえて資産割を廃止するという、言ってみれば激減緩和とは逆行する、ひょっとしたら激変する、要するに増額が大きく発生する可能性のある制度、ここに合わせて持ち込むっていうのは、これはいかなもんなかというふうに私は思っています。

例えば先ほどの質問の中にもありましたように、従来から町長も答弁の中にもあるということだったので、私も議事録を過去の分を読ませていただきましたが、町長時代にも制度に問題があるんじゃないかというようなことは答弁されてたわけですが、その答弁からもう既に4年以上も経過してこの後、ですから問題がある制度ならもっと以前に改正されてても私はいんじゃないかな。

今度はここに合わせて改正するっていうのは、やはり負担をされる国民保険の加入者の皆さん方にとっては大きな影響があると思うんです。

ですから、まず、その町として、町の裁量で対応できることが何なのか、できないことは何なのかお尋ねしたいというふうに思います。

まず、割り当てされる負担金、負担金という名称でいいのかわかりませんが、負担金でいいですね。この部分についてはどうやって加入者の皆さんから負担してもらうのかということについては、要するに一般会計からの、その負担金と合わせるわけですから、どの程度負担してもらうのかっていうのは町の裁量で決められるはずだというふうに私は思うんですが、それをまず、どこまで、どういうふうに強制されるのか御説明をいただきたいというふうに思います。

それから、要するになぜ、先ほども繰り返し申し上げましたが、なぜこの時期に一緒にあわせて資産割を廃止するのか、その理由を御説明いただきたいと思います。

例えば、きちんと住民の皆さんに制度設計の将来見通しを立てた上で、例えば1年後に資産割

を廃止しますというような手法もとれたはずだと私は思うんですが、なぜこの時期に合わせるのか、それを2点お尋ねしたい。

○議長（北崎 和博君） 吉村副町長。

○副町長（吉村 隆信君） はい、お答えします。この件につきましては、議員おっしゃいますように非常に二つの課題がございます。

それは一つの国民保険の健康保険が財政的な運営を県がやるということになって、それに対して標準保険料率を県のほうが示してきて、それを負担金という形で県に支払うように制度が改正になったということで、その試算に基づく標準保険料率が示されて、その町の負担金につきましては、ほぼ現状の徴収しております健康保険税とほぼ同額の試算値が出たということが一つございます。

もし、これが我々も多分、負担金をもっと大きくなるんじゃないかということを懸念しておりました。となると、先ほどおっしゃいましたように、二重に資産割を廃止することの影響と二重に出てくる可能性があります。

ですから、それは非常に避けなければいけないと。二重に上がってくれば、かなり大きな金額が上がってきますから、そこに対する激変緩和っていうのは考えないかんかもしれない。ということで思っておりましたけども、実際はほぼ総額的には、保険者からいただく金額の総額的には、ほとんど一緒だということがございます。

であれば、もう一つの課題である、先ほど言いました不公平じゃないかと。町内にしか資産がない人から取るのは不公平じゃないかという、非常にそういう議論がございまして、県の標準の保険料の試算の中も3方式であって資産割が入ってないという状況からすると、保険料自体が料率が上がらなかった中で、まず、このことを解決せないかんということで、今回資産割の廃止にさせていただいたと。

先ほど言いました激変緩和措置、これ国のほうの激変緩和措置分が多少入っております。

これが、二、三年後にはその緩和措置の分が排除される。そうなってくると、またその負担分が大きくなる、もしくは保険料がまた上がらないかんということも懸念されます。

ですからそれを、ここで今激変緩和すると二、三年後に同時期に、その金額が上がってくる可能性もございまして、ですからまず先行して資産割を廃止して、今まで徴収した同じぐらいの保険料をそのままいただく形で、どういうふうに配分しようかと、それにあたっては非常に細かいいろんなケースのシミュレーションを行いまして、その結果、非常に影響を及ぼされる方あたりは、先ほどの改正もありました7割軽減とか5割軽減とか2割軽減、その辺での救済がございまして、持ち家や所得の低い方は当然資産割が廃止されるということで増額分の影響がないということがありましたんで、これはそういう改正は、今回逃したらできないんじゃないかというこ

とで今回資産割をまずさせていただいてます。

標準保険税率もそのまま近い形、ちょっと内輪で適用させていただいておりますけども、保険料率自体はもうほとんど変動がない総額できたということでございます。以上です。

○議長（北崎 和博君） 町の裁量でできる繰入金とか、そこら辺はどこまでできるのかっていう。

はい、吉村副町長。

○副町長（吉村 隆信君） 町の裁量っていうのは、基本的に健康保険は、社会保険とかいろんな保険がございまして。

保険者が5000名ぐらいのこの健康保険に対して、どこまで入れられるのかっていうところがございまして。

今までも7,000万円ほどの繰入れを、赤字補填的な繰入れを行っておりました。

ですから、それと同額的なものを、さらに上積みするというよりも、国のほうで多少の上積み、激変緩和分がすでに入ってますんで、町としても、特段大きな上積みっていうことは考えてないということでございます。以上です。

○議長（北崎 和博君） 横大路議員。

○議員（9番 横大路 政之君） そうしますと、今の制度から大きく変わる、ここ1、2年はね、変わることはないんだという見解でお聞きしたんですが、今後、簡単に言うと今回はそうでなくても、2年、3年後には、また保険料改定がせないかんと、今度は否応なくせないかんとといういう状態なんですね。要するに保険者は、今まで市町村、要するに町が当事者であったわけですが、これからは今度、県から通達が来たらそれに基づいてその負担分を徴収する、もしくは一部、一般会計はあるにしても、という制度になっていくわけですから、言ってみりゃ町の裁量権はないのに等しい状態に変化していくわけです。

そういうことに対して、やはり市町村を今まで市町村の保険主体として市町村がやってたわけですから、この当事者としてやはり国県に対して、私は制度設計のあり方を物申すやはり立場に私はあるんだろうというのを思うんです。

これは単純に上から来ました、上っていうのは言葉は悪いですけど、通達が来ましたから甘んじて受けますという体制では、これは私は町民にとっては大変なことになっていく可能性は私はあるんじゃないかなという危惧するわけです。

ですから、制度のあり方について、どうあるべきかっていうのを、是非市町村の声として町村長会含めて、私は国に上げていくべきだろうというふうに思っています。

ここで制度のあり方を云々しても変更の方法はないわけですから、そこまでは申し上げませんが、やはり預かる市町村の町長の場合、町民の生活を預かる上で、是非今後ともそういう声を上げていく努力をしていただきたいというふうに思っています。

いずれにしてもその資産割については、今の説明でこのタイミングを逃すというようなこともありましたけれども、基本的にはやはり周知期間をきちんととって、そして制度変更があるんだということがやはり本来あるべき姿だというふうに思います。

ここ1カ月でいきなりそれがあるということは大きな問題だと思いますので、それは是非今後の制度設計もしくは制度変更に際しての注意点として是非留意していただきたいというふうに思っています。

町長の見解をお尋ねします。

○議長（北崎 和博君） 町長。

○町長（長崎 武利君） はい、この件につきましては、以前から私も資産割の件につきましては議会のほうからたびたび指摘をいただいておりますので、資産割につきましては、ちょっと疑問があると、先ほど課長が答弁しましたように二重課税じゃないかというようなこともありまして、ほとんどの自治体、資産割を課税しているところはないということで、一部の自治体だけということで、ただいつも議論になるのは国民保険の、この税はやはり一般会計から繰入れをもっと多くするべきじゃないか、緩和する保険者のためにですね。

その被保険者のために、そういう議論は議会でもたびたび行ってきていただいておりますが、現在、今、新宮町3万数千人の人口の中で5,500人の対象者になるわけですが、この一般会計繰入金をどれくらい出すのがいいのかという、それで今回、今議員指摘のように1カ月足らずでの保険税の改正で町民の方々に言うのは、本当に申し訳ない気もいたしております。

ただ、これが県のほうが負担金をこれだけ、最近になってのそういう提示であったものですから、そこところが非常にこう、計算をできない状況の中でできておりましたので、町民の方々に本当に急なあれで、ただ、今言われるように、町村長会等ではやはり、そういったことはしっかりと要望していかなくてはいけないというふうに考えております。以上です。

○議長（北崎 和博君） よろしいですか。ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） ここで質疑を打ち切り、第22号議案は総務建設常任委員会に付託したいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 異議がないので、第22号議案は総務建設常任委員会に付託いたします。上畝地委員長よろしくお願ひいたします。

日程第9. 第23号議案

○議長（北崎 和博君） 日程第9、第23号議案、新宮町国民健康保険条例の一部を改正する条

例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（阿部 智起君） 第23号議案、新宮町国民健康保険条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

1 ページをお願いいたします。新宮町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

新宮町国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

今回の改正は、今も組織のことで御説明しましたように福岡県が保険者となるということで、福岡県に国民健康保険運営協議会という協議会ができました。

その協議会と市町村が行う協議会を明記するために今回、条文の改正になっております。

改正条文につきましては、目次中、「行う国民健康保険」の次に「の事務」を加え、「国民健康保険運営協議会」を「市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改めるってということになります。

第1章の章名は次のように改めます。

第1章 この町で行う国民健康保険の事務、第1条見出しを含めまして「国民健康保険」の次に、「の事務」を加えるものです。

第2章の章名を次のように改めるものです。

市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会、第2条としまして見出しを含めまして、「国民健康保険運営協議会」を「市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改めるものです。

附則といたしまして、この条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。

なお、2ページに新旧対照表を添付いたしておりますので、御参考いただければと思います。

以上で説明終わります。

○議長（北崎 和博君） 質疑を許可いたします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） はい、ここで質疑を打ち切り、第23号議案は総務建設常任委員会に付託したいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 異議がないので、第23号議案は総務建設常任委員会に付託いたします。上畝地委員長よろしくをお願いいたします。

日程第10. 第24号議案

○議長（北崎 和博君） 日程第10、第24号議案、新宮町後期高齢者医療に関する条例の一部

を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（阿部 智起君） 第24号議案、新宮町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

1ページをお願いいたします。新宮町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例、新宮町後期高齢者医療に関する条例の一部を次のように改正する。

今回の改正は、被保険者の住所地特例に関する内容の改正でございます。

改正条文につきましては、第3条第2号中、「第55条第1項」の次に「(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)」を加え、「同項」を「法第55条第1項」に改めるものです。

同条第3号中、「第55条第2項第1号」の次に、「(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第4号中、「第55条第2項第2号」の次に、「(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)」を加え、「同号」を「法第55条第2項第2号」に改めるものです。

同条の次に1号を加える。

5号、法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定によって新宮町に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であった被保険者という文言を加えるものです。

附則中の第2条を削り、第3条を2条とするものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。

なお、2ページ、3ページに新旧対照表を添付いたしておりますので御参照ください。

以上で説明を終わります。

○議長（北崎 和博君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 質疑を打ち切り、第24号議案は総務建設常任委員会に付託したいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 異議がないので、第24号議案は総務建設常任委員会に付託いたします。上畝地委員長、よろしく願いいたします。

日程第11. 第25号議案

○議長（北崎 和博君） 日程第11、第25号議案、新宮町渡船事業船舶使用料条例の一部を改

正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。産業振興課長。

○産業振興課長（笠井 与志則君） 第25号議案、新宮町渡船事業船舶使用料条例の一部を改正する条例の制定について、新旧対照表を用いて説明いたします。

2ページ、3ページをお願いします。改正する部分につきましては、まず、1の旅客運賃の2段目、定期旅客運賃に通学定期小児を新規に追加するものです。

これは今年4月より、相島小学校及び新宮中学校相島分校への相島漁村留学が開始されることに伴いまして、運賃設定を行うものでございます。

また、定期旅客運賃の6カ月を通勤定期、通学定期大人、小児それぞれ新規に設定するものです。

これは、この改正に併せまして国に準じた運用期間にするものでございます。

戻りまして1ページをお願いいたします。附則といたしまして、この条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（北崎 和博君） 質疑を許可いたします。横大路議員。

○議員（9番 横大路 政之君） はい、お尋ねします。説明にもありましたように、漁村留学の子供さんたちがきっかけで、新たに追加される制度だということなんですが、これは担当課である産業振興課ではなくて、大変申し訳ないんですが、教育委員会にお聞きしたいと思うんですが、この対象となる子供さんたちへのこの交通費の助成については制度設計されてるんでしょうか。

○議長（北崎 和博君） 学校教育課長。

○学校教育課長（阿部 宏紀君） はい、お答えいたします。教育委員会の規則のほうの設定におきまして、全額補助をしていくと、マリックスも含めましてやっていくというような形となっております。以上でございます。

○議長（北崎 和博君） よろしいですか。ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） ここで質疑を打ち切り、第25号議案は文教生活常任委員会に付託したいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 異議がないので、第25号議案は文教生活常任委員会に付託いたします。横大路委員長、よろしく願いいたします。

日程第12. 第26号議案

○議長（北崎 和博君） 日程第12、第26号議案、新宮町立学童保育所設置及び管理に関する

条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。子育て支援課長。

○子育て支援課長（大原 稲子君） 第26号議案、新宮町立学童保育所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

2ページをお願いいたします。新旧対照表により御説明いたします。

改正前の対象児童といたしまして、学童保育所に入所できる児童は、新宮町立小学校に在籍する児童で就労等の理由により、放課後等において、保護者や同居する者から保育を受けることができない者とするを改正後といたしまして、学童保育所に入所できる児童は、保護者の就労等の理由により、放課後等において家庭で監護を受けることができない児童で次の各号のいずれかに該当する者とする。

1項、新宮町立小学校に在籍する児童。

2項、新宮町立小学校以外に在籍する児童で、児童の健全育成上、町長が入所を必要と認める児童としております。

1ページをお願いいたします。なお、附則といたしまして、この条例は平成30年4月1日から施行するとしております。以上で説明を終わります。

○議長（北崎 和博君） 質疑を許可いたします。はい、庵原議員。

○議員（5番 庵原 伸一君） この中の改正の中で「家庭で監護」というような表現が出ておりますけど、なかなかこう難しいその漢字になってますけど、簡単に噛み砕いていわれるとどういうふうに理解していいのか説明をお願いします。

○議長（北崎 和博君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（大原 稲子君） お答えいたします。以前は児童という表現をしておりましたけど、乳幼児は保育という表現が正しい表現ということで、学童保育は児童が対象ということで監護という表現に変えさせていただいております。以上です。

○議長（北崎 和博君） よろしいですか。庵原議員。

○議員（5番 庵原 伸一君） ちょっと聞こえなかったもので、もう一度説明をお願いします。

○議長（北崎 和博君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（大原 稲子君） 以前、用いておりました保育という意味的には同じなんですけど、御家庭で子供さんを放課後等、保育することができないという意味的には同じなんですけど、保育という表現が乳幼児に対しての表現なので、小学生は児童なので監護という表現に変えさせていただきました。

○議長（北崎 和博君） よろしいですか。庵原議員。

○議員（5番 庵原 伸一君） じゃあ、今、保育が乳幼児を含むので、この文については、本来

だったら児童というふうな解釈にしていいいんですか、今説明では保育が乳幼児も含めるというふうな何か説明のように聞こえて、それ以外について児童となるのでそれを監護というふうに結局表現したということで、それやったら監護でなくて児童でいいんじゃないかなというふうに思いますけど。

○議長（北崎 和博君） 小学生もいるので、監護っていう形。もう1回説明してもらっていいですか、子育て支援課長。

○子育て支援課長（大原 稲子君） 改正前は、保育することができないという表現を用いておりましたが、保育という、学童保育の対象者が児童でありますので、保育というよりも監護という表現が正しいというということで、監護という表現に変えさせていただきましたけど、理由は御家庭で、子供さんを見ることができないという意味は変わりはありません。

○議長（北崎 和博君） よろしいですか。保育と意味は変わらない、言葉の意味は変わらないということなんですけど、いいですか。

庵原議員。

○議員（5番 庵原 伸一君） じゃあ、監護というのが、家庭で帰ってこられる小学校の児童を見ることができないので、というようなことが監護というような言葉というふうなことで表現するというのが正しいということに理解しとっていいとですかね。

○議長（北崎 和博君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（大原 稲子君） そうですね。児童に対する表現としまして、児童を保育することができないというよりも監護することができないという表現のほうが正しいということに変えさせていただきました。

○議長（北崎 和博君） はい。ほかにございますか。大牟田議員。

○議員（6番 大牟田 直人君） 対象児童についてちょっとお伺いします。この対象児童というのは、どういう児童を想定されてるかっていうのをお聞きしたいと思います。

これは例えば、ほかの町民が、ほかの外部の私立の小学校とかに行ってる場合を想定しているのか、それとも町に働いてる人が、例えばほかの小学校に行ってる、例えば福岡市とか小学校に行ってる子供をこっちで預かるのを想定しているか、または両方なのかっていうのをお伺いしたいと思います。

○議長（北崎 和博君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（大原 稲子君） 今現在は町立の小学校に在籍してある子供さんに限定しておりますけど、今おっしゃいましたように、国立や私立の小学校に就学してある子供さんも広く対応できるようにということで改正しております。

町民ということで想定しております。

○議長（北崎 和博君） わかりましたか、今の。いいですか。はい、ほかにございますか。

はい、横大路議員。

○議員（9番 横大路 政之君） はい、先ほどの監護という用語についてなんですが、私はちょっと少し質問の内容が違うので、もう一回お尋ねしたいと思います。

監護ってという言葉が、実は私もあるところで別の意味で遭遇したことあるんですが、適切な条例法令用語ではないんじゃないかなという見解を持つ法律家にあったことが、簡単に言うと弁護士に会ったことがあるんで確認したいんですが、例えば、犯罪、この場合は私が問題提起させていただくのは、高齢者の方を例えば認知症で家族がみると、これを看護、でこれを、例えば放置したり、要するにみななかったり、要は例えば体調を崩しているのに放っという、その命に支障が出たりというなことがあった時の、言ってみれば刑事事件とか、そういう時に監護という言葉が監護義務違反っていうんですか。こういう用語で表現されているんですね。

で、今回のような子供さんの例えば世話をする面倒見るということが、イコールその監護という言葉が適正なのかどうかっていうのはよく、特にこれ条例ですから、適切な用語であるかどうかっていうのは確認の必要性が私はあると思うんですが、その確認はされたんでしょうか。

○議長（北崎 和博君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（大原 稲子君） すいません。児童福祉法の児童相談所や児童福祉施設の、町は一定の場合に、児童に対して監護に関して必要な措置をとることができる等とかの、そういう意味合いから、この言葉を使わせていただきました。

未成年者の子に対しては、原則として親が監護権を有するという民法の第802条にうたわれておりまして、その言葉を使わせていただきました。

○議長（北崎 和博君） はい、横大路議員。

○議員（9番 横大路 政之君） 私がお聞きしたいのは、どこからどうだっていうのはどうでもいいんですよ。

要は用語として適切であるかどうかという見解をお尋ねしてるんです。

それは当然その担当課だけではなくて、その法制係の人たちとも当然相談されたんかされてないか知りませんが、要はその問題がないという見解を明確に確認されたんですかということをお尋ねしているんです。

○議長（北崎 和博君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（大原 稲子君） はい、条例改正の際は、総務課のほうにも合議をまわして決裁をとって、つくっております。以上です。

○議長（北崎 和博君） 横大路議員。

○議員（9番 横大路 政之君） はい、私も問題があるということと言っとるわけじゃないんで

すね。あくまでも要するにさっきも言いましたけど、私が遭遇した事例の中からの話なんで、それが正しいかどうかという見解を私の中にもありません。

ただ、監護という言葉自体が、その先も言いましたけども刑法とかね、刑法違反、要するに刑事事件であるとか、そういった場合に適用される言葉なんで、こういう場合は、なかなかそぐわないんですよっていう法律家の見解があったもんですから申し上げてるんで、とりあえずこの件が問題があるということではなくて、念のためにもう一度、適正な顧問弁護士もいらっしゃることですから、もう一度念のために確認をお願いして私の質問を終わります。以上です。

○議長（北崎 和博君） よろしいですか、答弁。総務課いいですか。総務課長。

○総務課長（森 雅彦君） はい、今、子育て支援課長が申しましたように、この条例の制定の起案時には、私の方でとってきておりますが、法制係の方でその指摘をしたのかどうか、また法制的にこの監護が適切な言葉なのかどうか検討させていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（北崎 和博君） はい。ここで質疑を打ち切り、第26号議案は文教生活常任委員会に付託したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） はい、異議がないので、第26号議案は文教生活常任委員会に付託をいたします。

横大路委員長よろしく申し上げます。

日程第13. 第27号議案

○議長（北崎 和博君） 日程第13、第27号議案、新宮町公園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。都市整備課長。

○都市整備課長（本田 陽一郎君） 第27号議案、新宮町公園条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

次の1ページをお願いいたします。新宮町公園条例の一部を次のように改正するもので、第4条の3の次に次の1条を加え、運動施設に関する基準として、第4条の4、都市公園法施行令第8条第1項で定める割合を100分の50とするものです。

理由といたしまして、これまで都市公園法施行令第8条第1項に、運動施設の敷地面積は100分の50を超えてはならないと明記されておりましたが、都市公園法施行令第8条第1項の改正により、100分の50を参酌して、地方公共団体の条例で定めることができるように改正されたことに伴うものです。

次に、第36条中、都市公園法第5条の3を第5条の11に改めるもので、理由といたしまして、都市公園法第5条の2から9までに条文が追加されたことにより、条ずれとなりました。附則といたしまして、この条例は交付の日から施行するものです。

2ページ目に参考資料として新旧対照表を添付しておりますので御参照ください。

以上で説明を終わります。

○議長（北崎 和博君） 質疑を許可いたします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第27号議案、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 全員御異議なしと認め、第27号議案は原案のとおり可決されました。

日程第14、第28号議案

○議長（北崎 和博君） 日程第14、第28号議案、新宮町相島廃棄物処理施設設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。環境課長。

○環境課長（中村 真一郎君） 第28号議案、新宮町相島廃棄物処理施設設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について御説明いたします。

1ページをお願いいたします。新宮町相島廃棄物処理施設設置及び管理に関する条例を廃止する条例。

相島区におけます一般廃棄物の当該搬出に伴いまして、新宮町相島廃棄物処理施設設置及び管理に関する条例は廃止するものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（北崎 和博君） 質疑を許可いたします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第28号議案、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 全員御異議なしと認め、第28号議案は原案のとおり可決されました。

○議長（北崎 和博君） ここで13時15分まで休憩をいたします。

午前11時54分休憩

午後1時15分再開

○議長（北崎 和博君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第15、第29号議案

○議長（北崎 和博君） 日程第15、第29号議案、平成29年度新宮町渡船事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。産業振興課長。

○産業振興課長（笠井 与志則君） 第29号議案、平成29年度新宮町渡船事業特別会計補正予算について説明いたします。

では、歳出の方から説明いたしますので、10ページ、11ページをお開きください。

1款1項1目事務費のうち7節賃金、77万円の減につきましては、機関長1名の病気休暇中に、融資格者を1名、非常勤職員として渡船に乗って頂いておりましたけども、8月に機関長兼船長として1名の正職員を採用したために期間が短縮されたことによるものでございます。

また、9節旅費3万6,000円の減は、福岡地区旅客船協会の総会が当初、昨年開催されました別府で開催されるものとして予算計上させて頂いておりましたけれども、福岡市で開催されたことによります減額でございます。

次に、1款2項1目事業費のうち、9節旅費の特別旅費6万7,000円の減は、渡船しんぐうのドック時に代船が欠航した場合に組ませて頂いておりました船員の宿泊費でございますが、期間中に欠航がなかったために不用となったものでございます。

また普通旅費20万円の減額につきましては、渡船しんぐうのドック時に下関市まで通えます渡船の旅費でございましたけども、福岡市西戸崎にありますドックにて船検を受けましたので、これも減額するものでございます。

13節委託料の渡船操船委託料78万3,000円の減につきましては、船長である渡船職員が病気休暇となり、急遽、船長の資格を有する会社に操船者を派遣して頂いておりましたけども、船員の1名が船長の資格を取得いたしましたので、期間を短縮することができました。その分の減額でございます。

14節使用料及び賃借料の代船備船料83万8,000円の減額につきましては、渡船しんぐうの船検等が予定より早く終了いたしましたために、備船期間が短縮したものに起因するものでございます。

次に、歳入について説明いたします。ページ戻って頂きまして、8ページ、9ページをお願いします。

1 款 1 項 1 目事業収入の渡船料金のうち、一般券利用者、回数券利用者並びに定期料金の定期券利用者の増につきましては、それぞれ渡船利用者が増えたために増額するものでございます。

次に、3 款 1 項 1 目渡船事業県補助の、1 節渡船事業補助金、離島振興対策航路事業補助金は額が決定したために計上させて頂いております。

また、4 款 1 項 1 目一般会計繰入金につきましては収支調整でございます。以上で説明を終わります。

○議長（北崎 和博君） 質疑を許可いたします。ありませんか。はい、庵原議員。

○議員（5 番 庵原 伸一君） 歳入の方で使用料の、渡船の料金の増 9 0 0 万円、回数券の利用、特に定期券の利用なんて多いと思いますけど、一般券の利用者については、当初見込みからどのぐらい人数が増えているのかお尋ねします。

それと、定期券の利用が非常に増えておりますけど、この利用が増えてる理由があればお願いいたします。

○議長（北崎 和博君） 産業振興課長。

○産業振興課長（笠井 与志則君） はい、お答えいたします。まず、見込み、一般券利用者の見込みにつきましては、見込んだ数値よりも約 7, 0 0 0 人ほど多くなっております。

多分これは猫の観光客が増えたものと考えられます。

定期券利用者につきましては、ちょっと原因がなぜ増えたのかっていうのがちょっとわかりません。すみませんが、よろしく申し上げます。

○議長（北崎 和博君） よろしいですか。はい、庵原議員。

○議員（5 番 庵原 伸一君） 定期券については何かあとで説明をお願いします。

それと一般利用者については猫効果というふうに、今説明されましたけれども、その他に地域でいろんな、的野についても、いろんなフェスティバルですか、やってありますし、立花口の方で竹灯籠まつりやらあっておりますけど、相島の方じゃなくて、そちらのほうの分についての利用者っていう情報はないのかお尋ねします。

○議長（北崎 和博君） 産業振興課長。

○産業振興課長（笠井 与志則君） はい、すいません。御指摘のとおり、相島では春に春フェスタっていうのをやっておられまして、約 8 0 0 人ほどの来島者があったものと思われまして。

その部分も増えた要因だと思います。

○議長（北崎 和博君） よろしいですか。はい、ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） はい、質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第 2 9 号議案、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（北崎 和博君） 全員御異議なしと認め、第29号議案は原案のとおり可決されました。

日程第16. 第30号議案

○議長（北崎 和博君） 日程第16、第30号議案、平成29年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（阿部 智起君） 第30号議案、平成29年度新宮町国民健康保険特別会計特別会計補正予算について御説明いたします。

最初に歳出補正予算の御説明をいたします。12ページ、13ページをお願いいたします。

1款1項1目一般管理費3節職員手当等につきましては、時間外勤務手当が増えたことによる手当の増額でございます。

特定財源といたしまして、歳入8款1項1目2節職員給与等繰入金を充てるものでございます。

2款保険給付費の各項目につきましては、本年1月までの請求をもとに決算額を見込み、それに伴う増額及び減額をするものでございます。

続きまして、3款、4款、6款及び7款につきましては、それぞれ負担金補助及び交付金の本年度の額が確定したことによる増額及び減額するものでございございます。

続きまして、8款1項1目特定健康診査等事業費につきましては、8節報償費はハイリスク保健指導、及び13節委託料につきましては、本年度の事業がほぼ終了したことによる減額でございます。

特定財源といたしまして、歳入、3款1項3目1節及び6款1項2目1節とそれぞれ充てるもので、ございます。

戻りまして8ページ、9ページをお願いいたします。

歳入予算につきましては特定財源以外のものについて御説明をさせていただきます。

1款1項国民健康保険税につきましては、税務課の徴収努力により増収が見込まれることによる増額でございます。

次に、5款1項1目1節現年度前期高齢者交付金につきましては、本年の額の確定による増額でございます。

次に、8款1項1目4節財政安定化支援事業繰入金につきましては、額の確定による減額でございます。

同じく、5節その他の一般会計繰入金につきましては、収支調整でございます。

最後に、10款1項延滞金型加算金及び過料、同じく2項雑入につきましては、実績に基づく

減額でございます。

なお、給与費明細書18ページに添付いたしておりますので、御参考ください。

以上で説明を終わります。

○議長（北崎 和博君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第30号議案、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 全員御異議なしと認め、第30号議案は原案のとおり可決されました。

日程第17. 第31号議案

○議長（北崎 和博君） 日程第17、第31号議案、平成29年度新宮町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（阿部 智起君） 第31号議案、平成29年度新宮町後期高齢者医療特別会計補正予算について御説明いたします。

今回の補正予算につきましては、歳入のみの補正でございます。4ページ、5ページをお願いいたします。

3款1項1目1節保険基盤安定繰入金につきましては本年度の額が確定いたしましたので減額いたしております。

また、2節一般会計繰入金は収支調整でございます。

4款1項1目1節は、前年度繰入金を計上いたしております。以上、説明を終わります。

○議長（北崎 和博君） 質疑を許可いたします。何か。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第31号議案、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 全員御異議なしと認め、第31号議案は原案のとおり可決されました。

日程第18. 第32号議案

○議長（北崎 和博君） 日程第18、第32号議案、平成29年度新宮町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（森 雅彦君） 第32号議案、平成29年度新宮町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算について御説明を申し上げます。

10、11ページ、歳出のほうをお願いいたします。

1款1項一目28節繰出金の増、35万円は、一般会計繰出金の増でございます。

8、9ページ、歳入のほうをお願いいたします。

1款1項1目1節繰出金は、前年度繰越金が確定したため、増額計上しております。

2款1項1目住宅新築資金等貸付金国庫分元利収入、1節の元金収入として32万9,000円。

1節の利子収入として1万6,000円を計上しております。

今回の補正予算は、平成29年度の貸付金等元利収入の見込み増に伴い、その部分を、歳入予算に計上し、一般会計に繰り出すものでございます。以上で説明終わります。

○議長（北崎 和博君） 質疑を許可します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第32号議案、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 全員御異議なしと認め、第32号議案は原案のとおり可決されました。

日程第19. 第33号議案

○議長（北崎 和博君） 日程第19、第33号議案、平成29年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（桐島 光昭君） 第33号議案、平成29年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算について御説明いたします。

歳出から説明いたします。11ページをお願いいたします。

1款1項1目一般管理費のうち、11節需用費、修繕料1万8,000円及び12節役務費6万6,000円は、県からの派遣医師交代によります診療所内官舎の畳替え及び台所、風呂場、リビング等の清掃を行うため、それぞれ増額するものでございます。

また、13節委託料、代診医師業務委託料につきましては、医師の研修などが当初の想定より多くなる見込みであるため、8万円の増額をするものでございます。

次に、2款1項2目医療用衛生材料費のうち、11節需用費、医薬材料費につきましては、4

月からの実績等を踏まえ、再試算し、170万円減額するものでございます。

続きまして、歳入の説明をいたします。戻りまして8ページ、9ページをお願いいたします。

1款1項1目総務使用料、1節診療報酬につきましては4月から実績を踏まえ、再試算し、388万円の減額、また、4款1項1目繰越金につきましては、額が確定いたしましたので、234万4,000円の増額といたしております。説明は以上でございます。

○議長（北崎 和博君） 質疑を許可いたします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第33号議案、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 全員御異議なしと認め、第33号議案は原案のとおり可決されました。

日程第20、第34号議案

○議長（北崎 和博君） 日程第20、第34号議案、平成29年度新宮町簡易水道事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（森 一彦君） 第34号議案、平成29年度新宮町簡易水道事業特別会計補正予算について御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。第1条で歳入歳出予算の補正、第2条で繰越明許費、3条第3条で債務負担行為の補正を行うものでございます。

4ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費は相島地区配水管布設替工事（第2工区）において、相島地区の水不足のため洗管作業が遅れていることにより、工期について延長し、繰越工事とするものでございます。

第3表、債務負担行為の補正につきましては、印刷製本費は次年度から使用する水道料金等の納付書等を平成29年度中に発注するため、また第1貯水池止水工事費は、水不足対策として早急に工事を発注する必要があるため、債務負担行為を計上するものでございます。

歳出を説明させていただきます。10ページ、11ページをお願いいたします。

1款1項1目事業費13節委託料の増は、海水淡水化の稼働に伴い、水質検査をする必要が生じたため、水質検査委託料を7万円計上させていただいております。

次に歳入を説明させていただきます。8ページ、9ページをお願いいたします。

歳入、1款2項1目簡易水道手数料を実績に基づき2万1,000円を増額するものでございます。

4款1項1目一般会計繰入金は収支調整を行っております。

6款1項1目の雑入は消費税還付金還付加算金の増額分でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（北崎 和博君） 質疑を許可いたします。庵原議員。

○議員（5番 庵原 伸一君） ちょっと、この予算じゃないですけども、臨時議会の時、海水の淡水化の件で、海水の淡水化の期間については何か関東の方から持ってこなくてはいけないということで何か説明があったように思いますが、その分については、当時、非常に天候不良で雪等の影響があるんじゃないかと心配をしておりましたけども、海水の淡水化の設置については、予定どおりに設置されて稼働をしたのか、ちょっとお伺いします。

○議長（北崎 和博君） 上下水道課長。

○上下水道課長（森 一彦君） はい、お答えさせていただきます。天候不良等でなかなか設置できなかったという部分もございますが、14日の日に台船で運んでおります。

そして、設置については3日間ほどかかりましたが、その週の日曜日から本格稼働に入っております。

今現在、20トンから24トンぐらいのペースで浄水場の方に運んで流入させていただいております。以上でございます。

○議長（北崎 和博君） よろしいですか。はい、他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第34号議案、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 全員御異議なしと認め、第34号議案は原案のとおり可決されました。

日程第21. 第35号議案

○議長（北崎 和博君） 日程第21第35号議案、平成29年度新宮町水道事業会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（森 一彦君） 第35号議案、平成29年度新宮町水道事業会計補正予算について御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。収益的収入及び支出については支出において、第1款、水道事業費用補正予算額425万2,000円を増額し、合計の6億7,731万円とするものでございます。

資本的収入及び支出につきましては、第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、本文かっこ書き中を「資本的収入額が資本的支出額に対し、不足する額3億9,114万8,000円は、当年度当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,062万9,000円、過年度分損益勘定留保資金3億7,051万9,000円で補てんするものとする。」に改めるものとさせていただきます。

収入において、第1款、資本的収入補正予算額2億3,209万2,000円を減額し、合計の3,978万8,000円とするものとさせていただきます。

2ページをお願いいたします。

第4条、予算第5条に定めた企業債は、過年度分損益留保資金で資本的支出の不足額を補てんできることから廃止するものとさせていただきます。

第5条、債務負担行為、印刷製本費は次年度から使用する水道料金等納付書、督促状を平成29年度中に発注する必要があるため、債務負担行為を定めるものとさせていただきます。

第6条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費でございますが、予算7条に定めた経費の金額を次のとおり補正するものとさせていただきます。

職員給与費74万4,000円を増額し、5,170万7,000円にするものとさせていただきます。

次に、6ページ、7ページをお願いいたします。

収益的支出の支出を説明いたします。

1款1項1目原水及び浄水費の増14万5,000円の増は、職員の相島簡易水道事業への対応のため、職員の派遣する時間外手当の増、及び立花浄水場の電話使用料の増によるものを増額補正するものとさせていただきます。

また、1款1項2目配水及び給水費の増340万円は、新設中学校周辺の道路改良に伴う仕切弁、消火栓ボックス等のかさ上げ等によって、仕切弁、消火栓かさ上げ等による修繕費を増額補正するものとさせていただきます。

1款1項3目総係費の増、70万7,000円は原水及び浄水費の増と同様、職員の相島簡易水道事業への対応のための職員の派遣による時間外手当の増と、平成30年4月から下水道事業が地方公益企業法の全部を適用することに伴い、水道料金等の納付書の変更が生じたため、3月中に一部の発注、納品が必要になったため、印刷製本費を増額補正するものとさせていただきます。

8ページ、9ページをお願いいたします。資本的収入について御説明申し上げます。

1款1項1目負担金の減は、消火栓設置工事が4基減少したことによる他会計負担金219万2,000円の減と、今年度の下水道管渠新規に新設工事の予定箇所変更に伴い、工事負担金を1億6,350万円減額するものです。

1款2項1目水道企業債の減は、第4条で説明した理由により借入を見送ったことによるもの

でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（北崎 和博君） 質疑を許可いたします。はい、庵原議員。

○議員（5番 庵原 伸一君） 今の6ページ、7ページの時間外手当の中で、相島の今度の海水の淡水化の分で時間外手当をここの会計から出したという説明ですけど、時間外手当、相島分の対応であれば、相島簡易水道の方で時間外手当では計上すべきではないですか。

○議長（北崎 和博君） 上下水道課長。

○上下水道課長（森 一彦君） はい、お答えします。昼間は相島事業会計で島の方に派遣しておりますので、自己の業務については夜間に業務を行わなければならないということで、時間外手当の増額を今回計上させていただいてるという状況でございます。

○議長（北崎 和博君） 庵原議員。

○議員（5番 庵原 伸一君） 相島の部分での簡易水道事業での対応の時間外手当っていう説明であれば、その分については夜間であれ、何であれ、時間外手当については簡易水道事業の職員手当の中で計上すべき案件じゃないですかとお尋ねしてるんです。

○議長（北崎 和博君） 答えられますか。総務課長。

○総務課長（森 雅彦君） はい、職員の時間外手当の件ですが、今回各課、それぞれ応援職員ということで、日程を決めまして応援にしております。

職員の時間外手当につきましては、それぞれ職員に割り振られた一般会計であったり、国保会計であったり、それぞれの給与の出どころというのがございまして、その応援職員の分につきましては応援職員が属しております款項目の給与の中で処理をするということで今回させていただいておりますので、応援職員の分につきましては、それぞれの一般会計なり、それぞれが持っております特別会計なりの部分が出すということで今回は省略させていただいております。

以上です。

○議長（北崎 和博君） はい、庵原議員。

○議員（5番 庵原 伸一君） 応援職員であれ、何であれ、結局、その分については、相島のほうの海水の淡水化の緊急措置の分で対応したということであれば、割り振ってあったとしても、その簡易水道事業での仕事をしたということでされてるわけですから、簡易水道事業の職員手当の方で計上すべきではないんですかって言うてる。

何でわざわざ上水道の方でその応援があったとしても、逆に相島の簡易水道の方の海水の淡水化で仕事させたっていうことであれば、そちらの方の報告を計上してもいいんじゃないんですかってことを言ってるわけです。

○議長（北崎 和博君） 総務課長。

○総務課長（森 雅彦君） はい、おっしゃる意味はよくわかります。本来はそうであろうかと思いますが、今回、緊急を要するというので、その都度その職員のもってております予算を組みかえるっていうのは困難であるために、上下水道課の職員がそちらのほうに行ったということについては水道事業会計のほうから支出をさせていただいておるという状況でございます。

○議長（北崎 和博君） わかりますか。いいですか。
暫時休憩をいたします。

午後1時48分休憩

.....
午後1時52分再開

○議長（北崎 和博君） 休憩前に引き続き会議を開きます。 はい、総務課長。

○総務課長（森 雅彦君） お答えいたします。簡易水道事業につきましては、委託で行っておりますので、それに伴う人件費がございません。

そういったことも含めて今回は緊急避難ということで、各課応援職員、それからまた上下水道課の職員の部分で時間外手当等につきましては処置をさせていただいておるという状況でございます。

○議長（北崎 和博君） よろしいですか。はい、他に。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第35号議案、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 全員御異議なしと認め、第35号議案は原案のとおり可決されました。

日程第22. 第36号議案

○議長（北崎 和博君） 日程第22、第36号議案、平成29年度新宮町公共下水道事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（森 一彦君） 第36号議案、平成29年度新宮町公共下水道事業特別会計補正予算について御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。第1条で歳入歳出予算の補正、第2条で債務負担行為の補正、第3条で地方債の補正を行うものでございます。

4ページをお願いいたします。第2表、債務負担行為の補正。

新宮ポンプ場の自家発電機リース料は、現在故障のためリースで使用している自家用発電機を

次年度も4月1日から更新の自家発電機を設置するまでリース契約を締結する必要があるため、また、印刷製本費は次年度に使用する上水道料金等の納付書、督促状を平成29年度中に発注するため、債務負担行為を追加するものでございます。

第3表、地方債の補正で、限度額を2億2,000万円減額し、2億7,690万円とするものでございます。これは事業費の確定によるものでございます。

次に歳出について御説明申し上げます。

12ページ、13ページをお願いいたします。

1款1項1目一般管理費の2万9,000円の減は、相島簡易水道事業への対応のため、職員派遣による時間外勤務手当の増と執行部に臨時雇賃金の減でございます。

続きまして、特定財源のその他58万8,000円の増は、1款1項2目1節一般会計負担金でございます。

2目賦課徴収費の48万3,000円の減の主なもの、11節印刷製本費の平成30年4月から公共下水道事業が地方公営企業法の全部を適用することに伴い、水道料金等の納付書の変更が生じたため、4月から使用するため、3月中に一部の発注納品が必要になったための増、12節役務費の郵便料金は、実績に基づく減、システムの導入、構築委託料の執行残を減額するものでございます。

2款1項1目下水道新設費1億9,363万1,000円の減の主なもの、15節工事請負費の下水道新設工事費の執行残による減、19節負担金補助及び交付金は福岡市水処理センターの負担金による更新工事の確定による減、22節補償補填及び賠償金は、緑ヶ浜地区の下水道管渠築造工事に伴う配水管移設工事、補償等による減で、下水道管渠築造工事の施工箇所を変更したことによるものでございます。

特定財源ですが、国県支出金352万円の増は、3款1項1目1節の社会資本整備総合交付金で、地方債2億2,000万円の減は7款1項1目1節の公共下水道事業債でございます。

3目、新宮処理区管理費2,333万1,000円の減の主なもの、11節需用費、実績による燃料費、光熱費の減、13節委託料、福岡市下水道処理委託料の増は、今年度処理単価が1トン当たり前年度が52.92円から今年度59.40円に上がったことによるものでございます。

水質臭気検査委託料は執行残を減額しております。

15節工事請負費の減は、長寿命化対策事業における施設更新工事において、入札の執行残によるものでございます。

特定財源ですが、国県支出金502万円の減は、3款1項1目1節社会資本整備交付金352万円と、防災安全交付金150万円。

その他の43万8,000円の減は、1款1項2目1節の一般会計負担金でございます。

4目中央処理区管理費709万6,000円の減の主なものは、11節需用費、新宮中央浄化センターの汚泥量が見込みより減少したため、脱水機に使用する医薬材料費が見込みより少なかったことによるもの、また13節委託料は水質分析業務委託料ほか5件は、いずれも執行残によるものでございます。

14節使用料及び賃借料の減は、玄界環境組合に排出する汚泥量が4池目を立ち上げたことにより、減少する見込みのため減額するものでございます。

3款1項2目23節、償還金利子及び割引料の427万1,000円の減は、昨年度借入分の率が低かったための減でございます。

特定財源ですが、その他の95万6,000円の増は、1款1項2目1節一般会計負担金でございます。

これに充てます財源としまして、8ページ、9ページをお願いいたします。

1款1項2目1節一般会計負担金の主な増は、特定財源で説明してあるとおりでございます。

2款1項1目1節下水道使用料の減は収支調整をしております。

2目1節の再生水利用料は、大型商業施設の実績に基づき減額するものでございます。

3款1項1目1節の社会資本整備総合交付金の減は、防災交付金の交付決定額によるものでございます。

4款1項11目1節の一般会計繰入金は減額し、ゼロとしております。

5款1項1目1節は、前年度繰越金確定額を全額計上させていただいております。

6款1項1目1節の消費税還付金は、今年度の確定額を全額計上させていただいております。

7款1項11目1節の公共下水道事業債は事業費の確定により、先ほど説明しました分を減額するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（北崎 和博君） 質疑を許可いたします。はい、庵原議員。

○議員（5番 庵原 伸一君） 二つお尋ねします。1点目は福岡市の下水処理場の委託料。ちょっと間違っと思ったらごめんなさい。

52円92銭が59円40銭というふうなことで、単価が上がったということで説明があったと思いますけど、単価についてはいつ頃決定されるのかお伺いします。

それと、下水使用料が下がっておりますけど、やはり省エネ等の影響なのか。

当初予算より4,800万円とだいぶ少なくなってますけど、原因がわかったらお願いします。

○議長（北崎 和博君） 上下水道課長。

○上下水道課長（森 一彦君） はい、お答えします。処理単価の決定なんですけど、これについて

は52.92円っていうのは前年度分でございます、当初予算上げるときは52.92円で上げておりましたが、4月以降に決定額が参りますので、その部分のところで大体決算が終わった経常経費で単価的には計上されてきますので、その部分のところで59.40円になったということになります。

それから、あと使用料の減額ですが、これについては、ほぼ、若干、使用料下がってるんですが、ほぼ予算に近い、予算よりちょっと下がってるんですけど、5,000万円近く下がってるわけではございませんで、繰越金を今回入れた関係で、収支調整させていただいておりますので減額幅が大きな金額になっております。以上でございます。

○議長（北崎 和博君） 庵原議員。

○議員（5番 庵原 伸一君） 下水処理の委託料については、事前に福岡市の方からこれぐらいになりますよっていう協議とかいうのはなくて、福岡市の方から4月以降に一方的に今年度は59円40銭というふうな形でと、いうふうな形できてるのかどうかお尋ねします。

○議長（北崎 和博君） 上下水道課長。

○上下水道課長（森 一彦君） 基本的に議員おっしゃるとおり、そういうふうな協定になっておりますので、経常経費の金額で計算された部分のところで1トン当たりの単価が入ってくるような形になっております。以上です。

○議長（北崎 和博君） よろしいですか。ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第36号議案、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 全員御異議なしと認め、第36号議案は原案のとおり可決されました。

日程第23. 第37号議案

○議長（北崎 和博君） 日程第23、第37号議案、平成29年度新宮町相島漁業集落環境整備事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（森 一彦君） 第37号議案、平成29年度新宮町相島漁業集落環境整備事業特別会計補正予算について御説明申し上げます。

1 ページをお願いいたします。第1条で債務負担行為の補正を行うものでございます。

2 ページをお願いいたします。第1表、債務負担行為の補正、印刷製本費は次年度に使用する水道料金等納付書を平成29年度中に発注するため、債務負担行為を追加するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（北崎 和博君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第37号議案、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 全員御異議なしと認め、第37号議案は原案のとおり可決されました。

日程第24. 第38号議案

○議長（北崎 和博君） 日程第24、第38号議案、平成29年度新宮町一般会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。政策経営課長。

○政策経営課長（太田 達也君） 第38号議案、平成29年度新宮町一般会計補正予算について御説明いたします。

1ページをお願いいたします。

第2条継続費の補正第3条、繰越明許費の補正、第4条、債務負担行為の補正、第5条、地方債の補正につきましては、5ページ、6ページ、7ページに記載をしております。

まず、5ページのほうをお願いいたします。

第2表、継続費補正は変更として3事業計上いたしております。

補正前、補正後の総額、年度、年割額は記載のとおりでございます。

2款1項、男女共同参画基本計画策定委託料は、入札によりまして契約を締結したため、総額及び年割額を変更するもの、10款3項につきましては、国の補正予算に伴い給食室分が前倒しされたため、新宮中学校給食室等改修事業及び新設中学校建築事業の30年度の年割額を変更するものでございます。

第3表、繰越明許費補正は追加として3事業、変更として1事業を計上しております。

追加の2款3項地方公共団体情報システム機構負担金は、マイナンバーカードの交付枚数見込み変動があったため、国からの連絡に基づき繰り越すものでございます。

8款4項社会資本整備事業は、新設中学校周辺道路整備の小万崎・柳ヶ浦線道路改良工事が、地権者の動向との協議に時間を要したため繰り越すものでございます。

同じく、8款4項5都市再生整備計画事業は、今池公園整備に関しまして、広場部分の地盤改良が必要となり、本工事の着手が遅れたため繰り越すものでございます。

変更の方の8款4項、新宮ふれあいの丘公園整備事業は、国の補正予算に伴うものは、2月の

臨時会におきまして計上させて頂きましたが、それ以外に造成工事やグラウンド整備工事等が、調整地施工に伴う地盤沈下調査に時間を要したため、1億8,450万を増額して繰越すものでございます。

次のページの第4表、債務負担行為補正は追加としまして19項目を上げております。

主に平成30年度開始と共に事業が執行できるよう、今年度中に契約等の事務を行う必要があるため計上するものでございまして、事項、期間、限度額につきましては記載のとおりでございます。

3項目めの住居賃借料につきましては、平成30年度から平成31年度までの2年間、職員を厚生労働者に研修派遣することに伴い住居を確保するため、17項目のところの指定管理者管理委託料は、JR福工大前駅自転車駐車上の管理を平成30年度から平成32年度までの3年間指定管理とするため、最後の項目でございますが、粕屋北部消防組合が平成29年度に発行した地方債の償還に係る経費につきまして、期間が平成30年度から平成39年度まで、限度額は償還に係る経費を粕屋北部消防組規約第12条の規定によりまして定めた額というところで計上しておるものでございます。

7ページのところの第5表、地方債補正につきましては追加として1事業変更としまして4事業計上しております。

追加の新宮中学校施設整備事業につきましては、先程申し上げましたように国の補正予算に伴い、新宮中学校給食室等改修事業を前倒しで実施することによるもので、限度額起債の方法利率償還の方法につきましては記載のとおりでございます。

変更の4事業につきましては、補正前、補正後の限度額、起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりでございます。

観光施設整備事業から防災施設整備事業までは、それぞれ事業費が確定したことにより限度額の減、新設中学校建設事業は、国の補正予算に伴い、給食室分を前倒しで実施することによる限度額の増額でございます。

それでは、これから歳出予算の説明をいたしますけれども、説明の前に、今回の補正予算の人員費に関わるものの御説明をいたします。

時間外勤務手当の増、居住状況等の変更に伴う関連手当の増減、率の改定に伴う社会保険料の増額を今回行っておるものでございます。

3月補正に関しましては、実績等に伴う増減、入札等による執行残の減額などが多くございます。特定財源につきましても歳出の増減に伴うもの、国県支出金の交付決定などによる歳出の増減を伴わない財源更正等もございますので主だったものの説明ということで進めさせていただきます。

24、25ページをお願いいたします。

2款1項1目一般管理費の12節火災保険料と、14節住居賃借料につきましては、48万円となっておりますが、債務負担行為で説明いたしました平成30年度から平成31年度までの2年間職員を厚生労働省に意見書派遣することに伴い、住居を確保するためのものがございます。

13節ふるさと納税事業委託料、14節の公金システムとポータルサイトの使用料を4,888万6,000円につきましては、ふるさと納税事業に係るものがございます。

3月までの収入の伸びを見込んでの増額としておるものがございます。

特定財源といたしまして14款2項2目1節、セーフティネット支援対策事業費補助金180万6,000円のうちの31万1,000円を充当しておるものがございます。

2目広報広聴費と、次のページになりますが、5目財産管理費は、事業費の確定等によりまして減額しております。

7目電算管理費、13節社会保障税番号制度システム改修委託料は、マイナンバーカード等への記載事項の充実のための平成29年度改修分の額が定まってまいりましたので、それに伴いまして減額をしておるものがございます。

特定財源といたしまして、14款2項1目1節社会保障税番号制度システム整備補助金を減額しております。

8目交通安全対策費、8節運転免許証自主返納者報償費は返納者が多いため予算が不足する見込みとなったため増額するものがございます。

特定財源としましては、15款2項1目1節高齢者運転免許証自主返納支援事業補助金は県からの通知に基づきまして減額をしておるところでございます。

9目公有地拡大及び土地利用調整費は特定財源の15款2項1目2節土地対策費補助金の確定に伴う財源更正でございます。

10目国土調査費は、国県支出金の交付決定に伴い、事業費を減額するもので、特定財源としまして、14款1項1目1節、地籍調査費負担金の917万8,000円と15款1項1目1節、地籍調査費負担金458万4,000円を減額しておるものがございます。

28、29ページをお願いいたします。

11目まちづくり事業費、14目諸費、2項2目賦課徴収費と次のページになりますけれども4項2目選挙啓発費は、事業費の確定等によりまして減額をしております。

3款1項1目社会福祉総務費、28節国民健康保険特別会計繰出金は一般会計から当該特別会計繰り出すものがございますが、減額となっております。

特定財源としまして、14款1項2目1節、保険基盤安定負担金の50万9,000円の減と、14款2項2目1節セーフティネット支援対策等事業費補助金180万6,000円のうちの1

49万5,000円の増、15款1項2目1節、国民健康保険保険基盤安定負担金70万5,000円の減というところでのトータルでの増額という形になっております。

3目老人福祉費は事業費の確定等により減額しております。

特定財源としまして、15款2項2目1節、高齢者社会活動推進等事業費補助金を減額しております。

5目、重度障害者医療対策費は特定財源の15款2項2目2節、重度障害者医療費補助金の確定による財源更正でございます。

6目、障害者福祉費、20節自立支援医療給付費、自立支援給付費、及び、障害児自立支援給付費2,222万7,000円は、これまでの実績が多く予算が不足する見込みとなったため、増額するものでございます。

特定財源としまして、14款1項2目2節、障害者福祉費負担金1,111万1,000円と、15款1項2目2節、障害者福祉費負担金555万4,000円を充当しておるものでございます。

32、33ページをお願いいたします。

7目、介護保険事業費は連合からの通知に基づき減額しておるものです。

8目、後期高齢者医療対策費は連合からの通知に基づき減額しておりまして、特定財源の15款1項2目3節、後期高齢者医療保険基盤安定負担金を県からの通知に基づき減額しておるものでございます。

2項1目児童福祉総務費は、実績見込みにより減額しております。

特定財源としまして14款1項2目4節、児童手当交付金1,098万1,000円と、15款1項2目15節、児童手当負担金は85万7,000円を減額しておるものでございます。

4目、子ども医療対策費は実績見込みにより減額をしております。

特定財源としまして、15款2項2目7節、子ども医療費補助金を減額しております。

5目、ひとり親家庭医療対策費は、実績見込みにより減額しております。

特定財源としまして、15款2項2目8節、ひとり親家庭等医療費補助金を減額しておるものでございます。

4款1項一目、保健衛生総務費と、次のページのところ28節になりますが、簡易水道事業特別会計繰出金は、一般会計から当該特別会計へ繰り出すものでございます。

特定財源としまして、15款2項3目1節利用者支援事業費補助金、こちらは124万7,000円の減額ではございますけれども、この項目は258万円を減額しております。

差額につきましては10款6項7目のほうに充当しておるところでございます。

2目、予防費、23節、健康増進事業費補助金返還金は平成28年度分の返還金の計上でござ

います。

4目、環境総務費は事業費の確定により減額、5目、環境衛生費も事業費の確定により減額をしております。

5目の特定財源でございますけれども、14款2項4目2節、海岸漂着物地域対策事業費補助金を減額しておるものでございます。

2項2目塵芥処理費7節、普通旅費は相島のごみを平成30年4月から島外搬出するための協議を引き続き行う必要があるため、11節の燃料費につきましては、相島じん芥処理場焼却炉助燃バーナー用の軽油の使用が多いため、増額計上をしております。

36、37ページお願いいたします。

3目、し尿処理費は実績見込みにより減額をしておるものでございます。

6款1項3目農業振興費8節と11節は、有害鳥獣対策に関連する経費で、特定財源としまして、15款2項5目2節、有害鳥獣捕獲従事者緊急育成事業補助金を充当しております。

2項1目、林業総務費は事業費の確定により減額をしております。

3項3目、漁港管理費13節、漁港機能保全計画策定委託料の減額は事業費の確定によるものでございまして、特定財源の国県支出金は14款2項4目2節、水産物供給基盤機能保全事業補助金を減額し、その他のものは13款1項4目1節駐車場使用料を実績見込みにより増額しておるものでございます。

7款1項3目、観光費は事業費の確定等により減額をしております。

特定財源としまして、21款1項3目1節、観光施設整備事業債を減額しておるものでございます。

38、39ページをお願いいたします。

8款1項1目土木総務費は事業費の確定等により減額しており、特定財源としまして13款2項4目1節屋外広告物許可申請手数料を充当しておるものでございます。

2項1目道路維持費、11節光熱水費は、JR新宮中央駅自由通路での漏水による上下水道料金の増、町内街路灯の増加に伴う電気料金の増などのため増額計上するものでございます。

特定財源としまして、14款2項5目1節、社会資本整備総合交付金6,061万1,000円の議案のうち36万2,000円を減額しております。

それと、13款1項5目1節、道路占用料その他のところでございますが、充当しておるところでございます。

4目、駐輪場施設管理費、19節、駐輪場使用料負担金は、JR福工大間駅自転車駐車利用者が見込みより多いため計上しておるものでございます。

特定財源としまして13款1項5目2節、駐輪場使用料を充当しております。

40、41ページをお願いいたします。

4項1目都市計画総務費、1節報酬は、3月に都市計画審議会を開催する必要が生じたため計上するものでございます。

特定財源としまして、15款3項3目1節都市計画総務費委託金を充当しております。

2目公園費は、事業費の確定により減額しており、特定財源としまして13款1項5目4節、公園使用料を充当しております。

3目社会資本整備事業費は、平成30年度への繰越分を含めまして事業費の見込みによる1億200万円を減額しておるものでございます。

特定財源としまして14款2項5目1節社会資本整備総合交付金6,061万1,000円の減のうち、6,024万9,000円の減額と、地方債の方になりますが、21款1項4目2節、社会資本整備事業債を減額しておるものでございます。

5項1目公共下水道事業費、19節、公共下水道事業負担金は、公共下水道の雨水処理経費に係る繰出し基準に基づいた一般会計からの公共下水道事業特別会計の負担金を計上しておるものでございます。

28節、公共下水道事業特別会計繰出金は、一般会計から当該特別会計繰り出すものでございますけれども、先程の公共下水道事業特別会計予算が減額となったことに伴い、減額という形になっております。

42、43ページでございます。

9款1項2目節、常備消防費は、事業費の確定等により減額しております。

特定財源としまして、その他20款4項3目1節、消防団員退職報償金を減額しておるものでございます。

3目、消防施設費は事業費の確定により減額しております。

特定財源としまして、15款2項7目2節、石油貯蔵施設立地対策等補助金を減額しておるものでございます。

4目、防災費、11節、印刷製本費と、13節、災害危険予想区域図修正業務委託料の減額はハザードマップの修正を実施せず、相殺対応という形となったためでございます。

19節の防災行政無線設備管理費負担金の減額は、福岡県防災行政情報通信ネットワーク再整備事業負担金が見込みよりも少なかったためのものでございます。

特定財源としまして14款2項6目1節、社会資本整備総合交付金の減額と地方債のところですが21款1項2節、防災施設整備事業債を減額しておるものでございます。

10款2項4目新宮小学校管理費646万9,000円でございますけれども、新年度、普通学級と教員の数が増の見込みとなっておりまして、それに対応するため机やいすの購入、教室の

間仕切り工事を実施するため予算を計上しておるものでございます。

8目、新宮東小学校管理費、11節光熱水費はこれまでの実績から予算が不足する見込みとなったため増額するものでございます。

18節、学校管理用備品購入費は、新年度普通学級と特別支援学級がクラスが増える見込みとなっておりますので、それに対応するため校務用パソコンなどを購入するためのものでございます。

10目、新宮北小学校管理費79万7,000円と、次のページ、11目、新宮北小学校教育振興費の36万1,000円につきましては、こちらも新年度普通学級のクラスが増える見込みでございますので、それに対応するための給食用消耗品備品などを購入するための計上でございます。

3項2目、本校管理費は特別支援学級が増える見込みでございますので、11節消耗品費と、18節、学校管理用備品購入費で必要な物品を購入する。

また、11節、光熱水費はこれまでの実績から予算が不足する見込みとなったために増額計上するものでございます。

13節の施設整備工事監理委託料と15節、施設整備工事費、合わせて3億1,248万円でございますけれども、先程継続費地方債のところでお説明いたしました通り、国の補正予算に伴いまして給食室等改修工事を前倒しで実施するためのものでございます。

特定財源といたしまして、14款2項7目4節、学校施設環境改善交付金と地方債のところの21款1項6目1節、新宮中学校施設整備事業債を充当するものでございます。

6目、新設校建設費、こちら2億5,518万1,000円も、国の補正予算に伴い、新設中学校建築工事のうちの給食室分を前倒しで実施するものでございます。

特定財源としまして14款2項7目5節、学校施設環境改善交付金と、地方債のところは、21款1項6目1節、新設中学校建設事業債を充当するものでございます。

5項3目、新宮幼稚園費の11節、光熱水費は、これまでの実績から予算が不足する見込みとなったため増額計上をしております。

46、47ページをお願いいたします。

6項1目、社会教育総務費、2目、青少年育成費、3目、公民館事業費と、5目、人権同和教育総務費は、事業費の確定等によりまして減額をしておるものでございます。

6目、文化財保護費は、相島海事遺産総合調査を含む事業費の確定等によりまして減額をしておるものでございまして、特定財源の14款2項7目3節、文化財発掘調査事業費補助金を減額しております。

48、49ページをお願いいたします。

7目、シーオーレ新宮管理費は、事業費の確定等により減額しております。

特定財源の方ですけれども、先程のところでも御説明いたしました。15款2項3目1節、利用者支援事業費補助金124万7,000円の減ではございますけれども、シーオーレ新宮の方には133万3,000円を増額して充当しておるものでございます。

差額は先程の4款1項1目のところで御説明をしたということでございます。

11目、そぴあしんぐう費は事業費の確定により減額しております。

12款1項2目、利子につきましては、借入額、利率の確定等によりまして減額をしております。

13款1項1目28節、渡船事業特別会計繰出金は一般会計から当該特別会計繰り出すもので減額となっております。

3項4目、ふるさと応援基金費、25節、ふるさと応援基金積立金につきましては、予算編成時点で確実に積み立てられる金額ということで計上をさせて頂いております。

次に、歳入について説明をいたします。

歳出の際に、特定財源として御説明いたしましたものは省かせて頂きます。

12、13ページをお願いいたします。

1款2項1目1節、固定資産税と3項1目1節、軽自動車税につきましては収入見込みによる増額計上をさせて頂いております。

4項1目1節、町たばこ税についての減額につきましては、加熱式たばこの普及に伴いまして、課税額が減少しているため減額で計上させて頂いております。

ずっと飛びまして、20、21ページをお願いいたします。

17款1項1目1節、ふるさと寄附金につきましては、2月上旬で10億円を超えるというふうに寄附を頂いておる状況でございます。

3月分を見込み増額をしておるものでございます。

18款1項1目1節、住宅新築資金等貸付事業特別会計繰入金につきましては特別会計のところでもございましたが、当該特別会計から一般会計へ繰り入れるものでございます。

22、23ページをお願いいたします。

19款1項1目1節、前年度繰越金は、今回この増額計上で3億3,475万5,000円とするところでの計上でございます。

一つ戻って、18款2項2目1節、財政調整基金繰入金で財源調整を行っておるものでございます。説明は以上でございます。

○議長（北崎 和博君） ここで、14時50分まで休憩します。

午後2時38分休憩

.....
午後2時50分再開

○議長（北崎 和博君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

まず、第29号議案、庵原議員の質疑に対しての答弁の申し出があつておりますので許可をいたします。

産業振興課長。

○産業振興課長（笠井 与志則君） お答えいたします。庵原議員の質問で定期券が増えるということで理由をお聞きされたと思いますけども、今、町発注の工事で新宮町の業者が定期券を購入されて、行かれていますということで、それが原因になっているという話でございます。

以上です。

○議長（北崎 和博君） よろしいですね、はい。それでは平成29年度新宮町一般会計補正予算の質疑に入りたいと思います。

まず、歳出ですけど、24ページ、1款からですね。31ページ、2款までの質疑を許可します。

24ページ、1款から31ページの2款までありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） はい、それでは30ページ、3款から37ページ4款まで、高木委員。

○議員（7番 高木 義輔君） 老人福祉費のところの扶助費で、30ページ。3款民生費の老人福祉費の扶助費のサポートポイント事業扶助費ということで、300万円ほどマイナスになっておりますが、現在どのような状況で事業がなされて、予算が減ったのは人数的にやっぱり見込みよりもこうだった、ああだったって言う、その中身について少しご説明ください。

○議長（北崎 和博君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（桐島 光昭君） はい、お答えいたします。サポートポイント事業の扶助費の、今から実は給付金の事務手続が始まりまして、今年度まだ始まっておりませんが、昨年度、平成28年度の実績、それと今年度のいろいろ事業にできてこられた方にサポートポイントを押しておりますけれども、そういったのを見ている現況から、大体、こちらの想定としてはだいたいお一人1,500円ぐらいの分で、900人程度じゃないかということで、減額の補正をさせていただいているところです。以上でございます。

○議長（北崎 和博君） よろしいですか。はい、他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） はい、それでは37ページの6款から、43ページ9款まで。

それでは42ページ、10款からあと最後まで51ページまで。上畝地議員。

○議員（1番 上畝地 白馬君） 42ページの新宮北小学校の消耗品費とか、その辺がクラス増になったということで、新宮北小学校にいつも行っているんですけど、校舎的にクラス増が出来るのかなっていう、ちょっと疑問がありまして、それをちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（北崎 和博君） 学校教育課長。

○学校教育課長（阿部 宏紀君） はい、新宮北小学校につきましては30クラス、現在のところしておりまして、来年が28の5でございますので、今のところは来年度は可能でございます。

○議長（北崎 和博君） はい、上畝地議員。

○議員（1番 上畝地 白馬君） 大丈夫っていうことは、今の建物中に全部入るという意味でよろしいでしょうか。

○議長（北崎 和博君） 学校教育課長。

○学校教育課長（阿部 宏紀君） はい、現在の建物の中でやっていきます。

○議長（北崎 和博君） よろしいですか。はい、他にございますか。はい、横大路議員。

○議員（9番 横大路 政之君） お尋ねします。基金費につきまして、48、49ページですね。ふるさと応援基金の積立てについてですが、平成29年度の最終的なふるさと応援基金によって得られた、言ってみれば、まちづくりに活用できる資金が3億7,000万円ということで積み立てられるわけですが、全体枠の中でいくと予算ベースで10億8,000万円、約11億のうち3億7,000万円ということは35、36パーセント、4パーセントから5パーセントぐらいの額になるわけですが、結果的にその60パーセントは返礼品事業に使うと、残りが言ってみれば本来のまちづくりに使う資金のはずなのに、5パーセントほど誤差が発生するわけですね。諸経費含めてあるんでしょう。

だから、その諸経費にしては5パーセントといたら5,000万円以上の差があるわけですね。それがどこにどういうふうに使途として使われておるのか、本来もともとその基金を設立した理由も貴重な財源として全国から寄せられた応援基金なんで、基金に積み立てて、明確に使途をしようじゃないかというところの趣旨から始まったわけですが、結果的に5パーセントとはいえ5,000万、6,000万円のお金が言ってみればどこに使われたかわからない状態で、結果的に占められる状態になるわけですが、これは余り、ちょっとよろしくないんじゃないかなという気が私はするわけですが、その差額についてどういうふうな状態でどう処分されておるのか、先程、課長の説明の中でも僕ちょっと気になったんですが、確実に積み立てられる額を積み立てますという説明をされたんですね。言ってみれば、残った分を積み立てますよと言わんばかりの説明に聞こえるわけですね。その言葉だけを考えれば。

これはやはり、きちんと整理するという意味では、もう少し計画的な積み立て方はあるべきじゃないかなというふうに思っただけ聞いてたんですが、そこの説明をお願いしたいと思います。

○議長（北崎 和博君） 総務課長。

○総務課長（森 雅彦君） はい、お答えいたします。先ほど、政策経営課長が申しましたように、国の基金の積立金3億7,000万円につきましては、予算編成の時点、いわゆる2月上旬で、その時点で確実に積み立てられる金額ということで、2月上旬の基礎数値としては10億円、それに対しておもてなし協会へお支払いするのが6割、それに経費の3割、それを差し引いた37パーセント相当額の3億7,000円というのを今回は計上させていただいています。

で、経費の3パーセント相当につきましてはポータルサイトの経費であったり、クレジットカード決済とかワンストップ特例申請に係る郵送経費、あるいは非常勤職員の人件費等をまとめまして3パーセントとして見込んでおるわけです。

一方で歳入の方については10億8,000万円、3月末までを見込んで10億8,000万円。実際、今10億3,000万円、2月末で10億3,000万円ですので、10億8,000万円という数字も、これはおもてなし協会がお支払する返礼品事業等もありますので、若干多めに組ませてはいただいております。

いずれにしても、その乖離が出てる部分につきましては、これは昨年もそうだったんですが、5億4,000万円の数字に対して基金に積み立てるのが2億円、というこの4,000万の乖離が出とるわけです。

基金条例の中では、ふるさと応援寄附金から経費を除いた額の全部、または一部を積み立てるということになっておりまして、基金に積み上げた部分につきましては、平成29年度に積み立てて、30年度の事業の中でそれを用途を明確にする、これは条例の規則に基づいた五つの分野に基づいて振り分けて公開をしていく、これは納税いただいた皆様への説明責任といえますか、そういった意味合いがあります。その乖離の部分につきましては、これは特定財源なのか一般財源なのかということになれば、平成29年度に関しては一般財源として、平成29年度の歳入の中に残ってまいりますので、平成29年度の事業に振り分けられたということしか、今のところ申し上げられにくいということでございます。以上です。

○議長（北崎 和博君） 横大路議員。

○議員（9番 横大路 政之君） はい、それからしますと、結果的に何ですか、タイムラグが発生するんで、要するに最終的に3月末で収入見込みになつとる部分と実際に積み立てる時期の間にタイムラグが発生するという説明なんで、それは作業上いたし方ない部分があるかと思いますが、基本的に最大限積み立てるということはやっぱり大事な要素じゃないかなっていう気がするわけですね。

ですから、例えばそれはあるとしても、やはり経費としては今の説明では3パーセントで、実際にはその積み立てられた額との間にはやはり差額が発生するので、これ自体がいたしかたない

で済む話じゃなくて、どうやったら最大限積み立てができるのかっていう手法は私は考えるべきで、例えば決算時点で数千万円のお金をもう1回積むということも検討のテーブルにやはり乗せるべき、やれない、できないでは、私はよくないんじゃないかなという思いがあるんで、その辺は対策、方法を検討して頂きたいというふうに思います。

○議長（北崎 和博君） 総務課長。

○総務課長（森 雅彦君） はい、この問題につきましては内部でも色々検討いたしまして、一つの方法として3月末といいますか、3月定例会の後に臨時議会等を開いていただいて予算を計上するという方法、あるいは専決処分等でさせていただくという方法も考えられます。

予算の中に上げようと思えば、そういったところも内部でそういう必要であれば検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（北崎 和博君） よろしいですか。他に。歳出よろしいですね。はい、歳入も全般。

継続費から5ページから歳入全般。よろしいですか。はい、横大路議員。

○議員（9番 横大路 政之君） 継続費についてちょっとお尋ねをしたいんですが、中学校の給食室の改修事業、関連のですね。

これが国の補正予算の関係で、平成29年度中の予算にすべて包含されて、予算計上はもう平成29年で終わるということになっておるわけですが、実際の事業は平成30年度に当然、事業実施、継続されるわけですが、予算計上されてて繰越明許の必要性ってないんですかね。手続上の話で申しわけないんですけど。要するに一般的に従来でいけば予算計上したけれども、年度内に事業が終わらないということであれば繰越明許が一般的な手法じゃないかなという気がして、見てたんですが、その必要性がないんですかね。ちょっとお尋ねします。

○議長（北崎 和博君） 政策経営課長。

○政策経営課長（太田 達也君） はい、お答えいたします。通常の現予算という形であれば当然現予算のところで予算を組んで、それを明渠繰越という形で手続きを踏みます。

継続費につきましては、継続費の中で逐次繰越という形でかけますので、そこで予算を繰り越して平成30年度以降に使っていくというところで、それにつきましては、次の6月の議会で逐次繰越の計算書というような形で御報告をするという形の手続きとなります。以上です。

○議長（北崎 和博君） はい、他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） はい、ここで質疑を打ち切り、第38号議案は総務建設常任委員会に付託したいと思います、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 異議がないので、第38号議案は総務建設常任委員会に付託いたします。

上叡地委員長よろしくお願ひいたします。

日程第25. 第39号議案

日程第26. 第40号議案

日程第27. 第41号議案

日程第28. 第42号議案

日程第29. 第43号議案

日程第30. 第44号議案

日程第31. 第45号議案

日程第32. 第46号議案

日程第33. 第47号議案

日程第34. 第48号議案

○議長（北崎 和博君） 日程第25、第39号議案、平成30年度新宮町渡船事業特別会計予算についてを議題といたします。

なお、本議案から日程34、第48号議案までの10件は、平成30年度予算でございますので、この10件は一括上程し、議題といたします。

それでは、第39号議案から第48号議案までの議案の説明を求めます。

政策経営課長。

○政策経営課長（太田 達也君） 第39号議案から第48号議案まで、平成30年度新宮町当初予算につきまして御説明をさせていただきます。

各会計ごとの本年度予算額及び対前年度比につきましては、配布しております一覧表、平成30年度新宮町当初予算と表題をつけております一覧表のとおりでございます。

それでは、特別会計7会計、水道事業会計、公共下水道事業会計、一般会計の概要を説明いたします。

水道事業会計及び、公共下水道事業会計を除く平成30年度特別会計全体の合計予算額は、28億8,230万6,000円でございます。

対前年度比4億186万9,000円の減額。率にいたしまして12.2パーセントの減となっております。

増減の主なものについて概略説明をさせていただきます。

第39号議案の渡船事業特別会計につきましては、船員の退職に伴い、人件費が減額となっておりますけれども、乗船客整理業務委託料の新規計上、代船備船料並びに消費税及び地方消費税での納税額の増によりまして、予算総額では増額となっておりますのでございます。

第40号議案、国民健康保険特別会計は、国民健康保険制度改革が実施され、平成30年度から福岡県が財政運営の責任主体となることに伴いまして、予算科目について大きく変動がっております。

事業費の標準化、効率化、広域化が図られたことに加え、過年度分の前期高齢者交付金の返還が平成29年度で終了したため、予算総額では大きな減額となっております。

第41号議案、後期高齢者医療特別会計は、後期高齢者医療広域連合納付金の保険料等負担金が増えたため増額となっております。

一つ飛びまして第43号議案、相島診療所事業特別会計は平成29年度に実施した診療所改修事業に係る予算が平成30年度がなくなったために、対前年度比36.2パーセントと大きく減少しております。

第44号議案、簡易水道事業特別会計は平成28年度から実施している配水管布設替事業が最終年度となることに加えまして、第1貯水池、止水工事、ポンプ施設更新工事、水不足に対応するための海水淡水化装置移設という装置設置継続に伴う経費を計上したことによりまして、対前年度比77.4パーセントと大きく増加しております。

第45号議案、水道事業会計は水道施設運転維持管理包括業務委託が契約変更、契約更新となることまた、JRの線路を下越ししている夜臼地区配水管布設替工事が、下水道事業にあわせて実施されることなどが増額の主な要因となっております。

第46号議案、公共下水道事業会計は平成29年度末で公共下水道事業特別会計を閉鎖いたします。

公営企業法適用した会計を平成30年度から開始することによりまして、非現金予算の計上等々がございます。

その関係で対前年度比29.9パーセントと大きく増加しております。

続きまして第48号議案、一般会計予算についてでございますけれども、歳入歳出予算の総額は133億8,250万4,000円、対前年度との比較は21億7,825万円の増額、率にいたしまして19.4パーセントの増となっております。

増額の主な要因について御説明をさせていただきます。

2款、総務費はふるさと納税事業の関係、3款、民生費は障害者福祉費と児童福祉総務費の扶助費、8款、土木費はふれあいの丘公園整備事業、社会資本整備事業による新設中学校周辺整備関連経費、10款、教育費は新設中学校建設事業のため増えております。

また、2款において、平成31年、春の統一地方選挙に関する経費、県知事・県議、町長・町議選挙に関する経費でございますが、それと、3款においては、福祉センター管理費とシーオーレ新宮管理費、4款において母子衛生費、8款においては住宅建設費について新たに目を設けて

予算を計上しております。

説明は以上でございます。

○議長（北崎 和博君） お諮りします。第39号議案から第48号議案までの10件については、議長を除く議員9名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審議したいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 異議なしと認めます。したがって、予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審議することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩をいたします。なお、休憩中に予算特別委員会の正副委員長の選出方を願います。

午後3時11分休憩

午後3時17分再開

○議長（北崎 和博君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に正副委員長を選出していただきました結果、委員長には庵原伸一議員。副委員長には森秀司議員ということになりましたので御報告をいたします。

なお、委員長におかれましては、3月8日、9日、12日の3日間、予算特別委員会にて審議をお願いいたしますとともに、本会議、最終日に審議結果の報告をお願いいたします。

日程第35. 第49号議案

○議長（北崎 和博君） 日程第35、第49号議案、工事請負契約の変更について、緑ヶ浜地区下水道管渠築造工事（第8工区）を議題といたします。

議案の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（森 雅彦君） 第49号議案、工事請負契約の変更について、緑ヶ浜地区下水道管渠築造工事（第8工区）について、下記のとおり工事請負契約の一部を変更するものでございます。

記といたしまして、1、契約金額、変更後の金額を6,808万3,200円に変更するものでございます。

変更前の金額6,944万4,000円と比較いたしまして、136万800円の減額となっております。

また、2の工期について、変更前の平成30年3月15日までを、変更後は平成30年3月26日までとしております。

また、3の契約の方法は随意契約でございます。

1 ページをお願いいたします。

(1)の変更理由として、本路線は雨水管が埋設されており污水管を布設するに当たって側溝を提供しながら埋設する予定でしたが、試掘を実施した結果一部路線における雨水管の基礎形状が想定していたものよりも小さかったため、側溝の撤去復旧が不要になったことにより工事費を減額するものでございます。また、本工事区間内において民間の解体新築工事等が複数重なり、それらとの工程調整が必要となったため工期を延長するものでございます。(2)として契約の概要、契約の相手方を参考のため記載しております。

以上で議案の説明を終わります。

○議長(北崎 和博君) 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(北崎 和博君) 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第49号議案、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(北崎 和博君) 全員御異議なしと認め、第49号議案は原案のとおり可決されました。

日程第36. 第50号議案

○議長(北崎 和博君) 日程第36、第50号議案、工事請負契約の変更について、新宮ふれあいの丘公園造成工事(第8工区)を議題といたします。

議案の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(森 雅彦君) 第50号議案、工事請負契約の変更について、新宮ふれあいの丘公園造成工事(第8工区)について下記のとおり工事請負契約の一部変更するものでございます。

記といたしまして、1、変更後の金額を1億12万4,640円に変更するものでございます。変更前の8,548万2,000円と比較いたしまして、1,464万2,640円の増額となっております。

また、2の工期については変更前の平成30年3月23日までを、変更後は平成30年6月29日29日までとしております。

また、3の契約の方法は随意契約でございます。1ページをお願いいたします。

(1)の変更理由でございますが、調整池を造成する本工事では、前期工程で盛土による圧密を行い、後期工程で掘削及び調整池造成を行うこととしていましたが、前期工程で土が不足していたため、別の土取り場から土の積込・運搬が必要になったこと、また後期工程での床掘残土を地区外に搬出する必要が生じたため工事費を増額するもの並びに圧密沈下に時間を要したため工期の延長をするものでございます。

(2) として、契約の概要、契約の相手方を参考のため記載しております。

以上で議案の説明を終わります。

○議長(北崎 和博君) 質疑を許可いたします。庵原議員。

○議員(5番 庵原 伸一君) 変更理由の中で圧密を行い並びに圧密沈下に時間を要したという変更理由の説明がありますが、圧密っていうのをもうちょっと詳しく説明をお願いしたい。

○議長(北崎 和博君) 都市整備課長。

○都市整備課長(本田 陽一郎君) はい、お答えいたします。今回の工事箇所のところについてですが、軟弱な土質の上に土を盛っていくということで軟弱な地盤を押し縮めることを圧密という言い方をするわけなんですけど、その部分で当初よりも圧密の時間が予定してたよりも時間を要するための工期の延期という形をとらせていただいております。以上です。

○議長(北崎 和博君) よろしいですか。他にございますか。はい、横大路議員。

○議員(9番 横大路 政之君) はい、お尋ねします。この変更理由の中に書かれている内容がちょっと理解できないので御説明をお願いしたいんですが、まず造成のために土が足りないと、当初、これが後期工程では今度は逆に残土が出ると。こういう状況が何を意味するのかよくわからない。もともとあそこは100パーセントその土で造成し、要はその搬出も搬入もないという前提で聞いてたんですが、これが搬入し、なおかつまた後期で搬出するという工程が発生するというのは、なぜなのか御説明をいただきたいと思います。

○議長(北崎 和博君) 都市整備課長。

○都市整備課長(本田 陽一郎君) はい、お答えいたします。当初の搬入といたしますのが、場内で発生した土はそこで収支をつけていくわけなんですけど、置いた場所が工事現場よりもちょっと離れた場所に土があったもので、それを現場まで持ってくる工程が生じたことでの搬入。前期工程ですね。

あと残土が生じて運搬場所を別にしたというようなことなんですけど、これについては工事現場の横に柳ヶ浦池という池がございます。当初計画では、池の護岸を緩やかにするための土の計算をしてたんですけど、それではどうしても施工費が高くなるということで、池の護岸を少し立てるといふか勾配をきつくしたことによって、土の発生を、埋戻しする土が必要なくなったということで、その分についてを別の場所に土を運ぶので再利用させて頂こうという工程が発生したための金額の変更となっております。以上です。

○議長(北崎 和博君) 横大路議員。

○議員(9番 横大路 政之君) よく分からんとですけど、要するにその発生するその土の発生場所、要はその敷地内から発生した土地を一時的に仮置場かなんかにおいて、それをまた戻すということになるというのは土取場って書いてあるからどっかよそで土を買ってくるのかなという

ような感じで説明書きを読んだものですから、要するにそれ以外の方法はないですよ。要はその最善策として、この選択をされたんでしょけれど、基本的にはやはりさっきも言いますように、土を出したり運んだりが無駄な作業なんですね、本来。これがないっていうのがやっぱり一般的な理想的な工事のやり方だろうと思うんですが、事ここに及んで、それしか方法がないということで、この計上されとるということになるわけですかね。他にないんですかね、方策は。

○議長（北崎 和博君） 都市整備課長。

○都市整備課長（本田 陽一郎君） はい、お答えいたします。どうしてもふれあいの丘の公園区域内で土をどうしても収支をつけていく中で、多少なりとも距離が土を運ぶ中でも運搬代というか、ダンプトラックでもどうしても運ばないといけないんで、こういうやり方でしか今回工事の方が出来なかったという形になっております。

○議長（北崎 和博君） よろしいですか。他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第50号議案、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 全員御異議なしと認め、第50号議案は原案のとおり可決されました。

日程第37. 第51号議案

○議長（北崎 和博君） 日程第37、第51号議案、財産の取得について（パソコン購入）を議題といたします。議案の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（森 雅彦君） 第51号議案、財産の取得について、下記のとおり財産を取得するものでございます。

記といたしまして、取得財産はパソコン購入。契約の方法は指名競争入札。取得金額は835万2,000円うち消費税及び地方消費税額63万2,000円。業者名は福岡市中央区六本松2丁目12番19号、株式会社BCC、代表取締役幸田好和。納期は平成30年4月2日から平成30年4月27日まででございます。1ページをお願いいたします。

(1) として入札結果表を添付しております。6社指名をいたしまして、御覧のような結果となっております。

(2) は今回購入する物品等の内容を記載しております。いずれも役場内事務用パソコン等の更新に係るものでございます。

以上で議案の説明を終わります。

○議長（北崎 和博君） 質疑を許可いたします。高木議員。

○議員（7番 高木 義輔君） 西部電気工業が入札失格ということで、同封されていなかったという由々しき問題ですよね。ある意味では新宮町なめられとるといような感じでしょうけど。これに対して何かお話されましたでしょうか。そしてどういう経過でこういうふうになったのか、今後の措置としてですね。どういうふうにされるのか、その辺をお聞きします。

○議長（北崎 和博君） 総務課長。

○総務課長（森 雅彦君） 本町では郵便入札を実施しておりまして、開札の時までに届いた簡易書留で届いた入札書について、立ち会いのもとに開封して入札を執行しております。

この業者さんにつきましては、もう一つ同様の案件がございまして、今回はこれとは別の契約がありましてそちらの方に入札書を二つ入れられまして、こちらの方に入れ忘れられてるんです。立ち会いに来られてましたけれども、全くの自分のミスで申し上げないということもおっしゃってまして、制裁措置っていうのは落札をしたけれども契約に応じないとかですね。誤記で安い金額で入れてしまって契約を提携しないということにつきましてはあり得ますが、今回に関しては他意はなかったといえますか、まったくの事務ミスであるということで特にそれ以上の、経過は聞きましたけれども特に制裁は考えておりません。以上です。

○議長（北崎 和博君） よろしいですか。他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第51号議案原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 全員御異議なしと認め、第51号議案は原案のとおり可決されました。

日程第38. 第52号議案

○議長（北崎 和博君） 日程第38、第52号議案、町道路線の認定について（野入2号線）を議題といたします。議案の説明を求めます。都市整備課長。

○都市整備課長（本田 陽一郎君） 第52号議案、町道路線の認定について、次のように町道路線を認定する。路線番号655番。路線名、野入2号線、起点といたしまして新宮町夜臼1丁目208番1地先から終点の方が新宮町夜臼1丁目200番31地先となります。

次の1ページ目を御覧下さい。参考資料といたしまして位置図、その2ページ目のほうに路線図をつけております。こちらの路線につきましては、民間の開発工事により整備された道路となっておりますが、開発工事での帰属を受ける路線について町道路線の認定を求めるものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（北崎 和博君） 質疑を許可いたします。横大路議員。

○議員（9番 横大路 政之君） お尋ねします。一般的な町道路線の認定をずっと比較すると異なる感じがするんですよね。まず一つはですね。この道路は行き止まりですか、これ入って行って。要するに町道である以上は、やはり一般の方が当然通行される前提での町道認定だと思うんですが、入っていてもその先は何もないんですかね。ちょっと構造上の問題であれなんですけど、説明を頂きたいと思います。

それからもう一つは、分岐しとる今の町道の一般的なその分岐した時点でまた別路線になるんじゃないですかね。ちょっとその辺は管理上の問題、将来の問題も含めて見解をちょっとお聞きしたいんですけど。

○議長（北崎 和博君） 都市整備課長。

○都市整備課長（本田 陽一郎君） はい、お答えいたします。今回の町道路線につきましては、民間開発での帰属ということでお話をさせて頂きましたが、こういった形での行き止まり部分というのは、今までも町道路線の認定を行ってきております。センター部分について転回広場ということで道路の幅員を多少広げた形での町道認定とさせて頂いております。

今、お話ありましたように枝線というか同じ路線の中で一つ道路が縦に行っておりますが、こちらについても、これの2号線の中での一連の開発工事の中で、道路を帰属させて頂いておりますので、一連の工事の中での路線ということで町道認定の番号を正していただいております。

以上です。

○議長（北崎 和博君） 横大路議員。

○議員（9番 横大路 政之君） 要するにその町の管理上の問題で、要するにこういう形で認定がなされて支障がないのかっていうことをお聞きしよる訳で、その実例としてあるのか、ないのかも含めてお答えを頂きたいと思います。

○議長（北崎 和博君） 都市整備課長。

○都市整備課長（本田 陽一郎君） はい、道路台帳上にこういった記載をされている路線は他にもございます。なお、管理について特に支障はございません。以上です。

○議長（北崎 和博君） はい、他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） ここで質疑を打ち切り、第52号議案は総務建設常任委員会に付託したいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 異議がないので第52号議案は総務建設常任委員会に付託いたします。上畝地委員長よろしく願いいたします。

日程第39. 第53号議案

日程第39、第53号議案、福岡県市町村職員退職手当組合理約の変更についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（森 雅彦君） 第53号議案、福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員と退職手当組合理約の変更について御説明いたします。

本議案は理由のところにも記載しておりますように、平成30年3月31日限り豊前広域環境施設組合が解散されることに伴い、福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数を減少し、同組合の規約を変更するため町議会の議決を求めるものでございます。

1ページをお願いいたします。別表第1、築上郡の項と別表第2、第5区の項において豊前広域環境施設組合を削るものでございます。

附則といたしまして、この規約は平成30年4月1日から施行するとしております。2ページから5ページまでは新旧対照表でございます。御参照頂きたいと思っております。

以上で説明終わります。

○議長（北崎 和博君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第53号議案、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 全員御異議なしと認め、第53号議案は原案のとおり可決されました。

日程第40. 第54号議案

日程第40、第54号議案、新宮町土地開発公社定款の変更についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。都市整備課長。

○都市整備課長（本田 陽一郎君） 第54号議案、新宮町土地開発公社定款の変更について、上記の定款案を別紙のとおり提出するものでございます。

理由としまして、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行等に伴い、新宮町土地開発公社定款の一部を変更するに当たり、公有地の拡大推進に関する法律、第14条第2項の規定により町議会の議決を求めるものでございます。

1ページ目に内容変更を記述しておりますが、2ページ目の参考資料の新旧対照表で説明させていただきます。

本案につきましては、平成29年7月に福岡県市町村支援課による土地開発公社の事業実績と

アリングを受けた際に、指摘を受けたことに伴いまして定款の変更を行っております。

まず、第8条につきましては、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律の施行に伴いまして、民法が改正されたことによるものです。

監事の職務に規定しておりました民法第59条が削除され、新たに公有地の拡大の推進に関する法律、第16条第8項に監事の職務が追加されたため、上位法の改正に伴う定款の変更を行うものです。

次に、第16条と第22条につきましては土地開発公社経理基準要綱が変更されたことに伴い、新たに現金収支状況の作成が義務づけられたことにより、キャッシュフローの計算書の文言を追加しております。

続きまして、第18条の2につきましては新宮町土地開発公社の出納に関しまして、出納員の業務及び責任を明確にするために追加させて頂いております。あわせて、第6条の常任を常任理事に変更しております。

第20条につきましては、経理基準が変更されたことに伴い運用財産が廃止されましたので、運用財産の文言を削除しております。

第24条につきましては郵政民営化に伴いまして、郵便貯金という名称の貯金が廃止となりましたので、文言を削除させて頂いております。

最後に、第16条、第27条につきましては文言の整理を行ったものでございます。本来ですと、上位法の改正や経理基準要綱の変更などその都度、改正するべきということで交付するべきところでしたが手続が遅れておりました。毎年、県からのヒアリングを受けて、適切な事務処理をしていることは確認しておりますが、定款上の裏づけに不備がっております。今後は法改正通知等に気をつけ、事務作業を進めていきたいと考えております。

なお、今回の変更で文言の整理を含めて一括で定款の変更をさせて頂いております。変更手続の今後の予定ですが、公有地拡大の推進に関する法律、第14条第2項の規定によりまして、土地開発公社での承認を得て町議会に上程させて頂いております。

本議会で承認頂きましたら、公有地の拡大の推進に関する法律、第10条第2項の規定によりまして福岡県知事の認可を受け、施行することとなります。

1ページをお願いいたします。附則といたしまして、この定款は福岡県知事の認可の日から施行するものです。以上で説明終わります。

○議長（北崎 和博君） 質疑を許可いたします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第54号議案、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 全員御異議なしと認め、第54号議案は原案のとおり可決されました。

日程第41. 第55号議案

○議長（北崎 和博君） 日程第41、第55号議案、福工大前駅自転車駐輪場の指定管理の指定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。都市整備課長。

○都市整備課長（本田 陽一郎君） 第55号議案、福工大前駅自転車駐車場の指定管理者の指定について。次のように指定管理者を指定するものです。

1、施設の名称、福工大前駅自転車駐車場、(1)指定管理者の所在地、福岡県糟屋郡新宮町上府北1丁目1番24号。(2)名称及び代表者は公益社団法人新宮町シルバー人材センター代表理事中村桂三。指定の期間といたしまして、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間としております。

理由といたしまして、新宮町の公の施設にかかわる指定管理者の指定手続に関する条例第6条第1項の規定に基づき福工自転車駐車場の指定管理者を指定するにあたり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき町議会の議決を求めるものでございます。

次の1ページ目をお願いいたします。参考資料としていたしまして、1、選定組織、2、委員会の開催経過、3、指定候補者を記載しております。

4、選定理由といたしましては、福工大前駅自転車駐車場は平成13年度から運営を開始し、平成18年度からは指定管理者制度を導入して、当初は公募により管理実績の多い公益社団法人福岡市シルバー人材センターを指定管理者として指定し、現在に至っております。

今回、平成30年3月31日付けで指定期間が満了することに伴い、新たに指定候補者を選定するにあたり高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき、町内高齢者の雇用促進の観点から公益社団法人新宮町シルバー人材センターを指定管理者に指定することが適当であると判断しております。

よって、新宮町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定に基づく特例による選定を行うこととし、当該団体から提出されました事業計画書等を審査した結果、指定管理者とすることに決定しております。以上で説明終わります。

○議長（北崎 和博君） 質疑を許可いたします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） ここで質疑を打ち切り、55号議案は総務建設常任委員会に付託したい

と思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 異議がないので、第55号議案は総務建設常任委員会に付託いたします。上畝地委員長よろしくお願ひいたします。

日程第42. 第56号議案

日程第42、第56号議案、相島辺地に係る総合整備計画の変更についてを議題といたします。議案の説明を求めます。政策経営課長。

○政策経営課長（太田 達也君） 第56号議案、相島辺地に係る総合整備計画の変更について御説明をさせていただきます。参考資料で説明をさせていただきます。4ページをお願いいたします。辺地総合整備計画の変更内容を4点あげております。3と4のところで相島簡易水道施設更新事業の事業費の増額というところが、主なものでございます。

平成30年度以降に事業を計画されておるものでございますけれども、事業内容につきましては、相島簡易水道施設更新事業におきまして、貯水池止水工事及びポンプ施設更新工事による増でございまして、事業費のところ3,500万円。財源内訳の一般財源で1,750万円に辺地を充てる計画ということでございます。

その他、相島診療所医療機器整備事業においては、ポータブル血液分析装置購入による増ということで、事業費160万円。財源内訳の一般財源80万円に辺地債を増額で充てるというものでございます。

相島漁業施設整備事業におきましては、給油施設改修工事補助による増ということで、事業費110万円に辺地債を充てる計画にしておるものでございます。

また、辺地人口高齢化率についても計画の変更に合わせて平成29年12月末現在の数値に置きかえておるところでございます。なお、5ページに福岡県知事との協議が整ったことの資料を添付いたしております。御参照下さい。説明は以上でございます。

○議長（北崎 和博君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第56号議案、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 全員御異議なしと認め、第56号議案は原案のとおり可決されました。

日程第43. 第57号議案

○議長（北崎 和博君） 日程第43、第57号議案、新宮町と両筑衛生施設組合との間におけるし尿終末処理し尿終末処理事業の事務の委託に関する規約の一部変更に関する協議についてを議題といたします。議案の説明を求めます。環境課長。

○環境課長（中村 真一郎君） 第57号議案、新宮町と両筑衛生施設組合との間におけるし尿終末処理事業の事務の委託に関する規約の一部変更に関する協議について御説明いたします。1ページをお願いいたします。

新宮町と両筑衛生施設組合との間におけるし尿終末処理事業の事務の委託に関する規約の一部を改正する規約。新宮町と両筑衛生施設組合との間におけるし尿終末処理事業の事務の委託に関する規約の一部を次のように改正するものでございます。

附則第2項中、有効期間平成30年3月31日を平成31年3月31日に改めるものでございます。附則といたしまして、この規約は協議成立の日から施行するものでございます。なお、2ページに参考資料として新旧対照表を載せておりますので御参照ください。以上で説明を終わります。

○議長（北崎 和博君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第57号議案、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 全員御異議なしと認め、第57号議案は原案のとおり可決されました。

日程第44. 報告第3号

日程第44、報告第3号、平成30年度新宮町土地開発公社事業計画についてを議題といたします。内容の説明を求めます。都市整備課長。

○都市整備課長（本田 陽一郎君） 報告第3号、平成30年度新宮町土地開発公社事業計画について。地方自治法第243条の3第2項の規定により、平成30年度新宮町土地開発公社事業計画を議会に報告するものでございます。1ページ目をお開きください。

平成30年度新宮町土地開発公社事業計画の事業計画は、次のとおりとするものでございます。事業名、町事業関連用地取得事業、事業費1億2,000万円。主管課、都市整備課他でございいます。主な事業内容は、新宮町ふれあいの丘公園用地及び道路整備用地の取得でございいます。

次に県事業関連用地取得事業ですが、こちらは事業費として8,000万円。主管課は福岡県。主な事業内容は、県道拡幅事業用地取得としております。合計金額で2億円となっております。

以上で説明終わります。

○議長（北崎 和博君） 質問を許可いたします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 質問を終わります。

日程第45、報告第4号

○議長（北崎 和博君） 日程第45、報告第4号、平成30年度公益財団法人新宮町文化振興財団事業計画についてを議題といたします。内容の説明を求めます。教育長。

○教育長（宮川 優子君） 報告第4号、平成30年度公益財団法人新宮町文化振興財団事業計画について報告いたします。

そびあしんぐうの管理運営については、平成30年度より新宮町による直営となり文化振興財団といたしましては、地域における文化芸術活動の普及振興、生涯学習活動の活性化など、いわゆるソフト事業に特化した事業を進めてまいります。事業計画につきましては、2ページから4ページを御覧下さい。

平成30年度につきましても、新宮町の芸術文化の普及振興及び芸術文化活動の活性化促進を図るため、1、芸術文化の普及及び振興、2、地域住民の芸術文化活動の活性化促進、3、学習活動の機会提供、4、広報事業の4事業分野を通してさまざまな取り組みを進めてまいります。

とりわけ参加育成型の事業、住民参加型公演につきましては、中長期的な継続的な取り組みとすることで地域にとってより意義深い形のものを作り上げることができるものと考えております。

今後も引き続き参加型公演を実施できる環境の醸成に取り組みまして、継続的に取り組むことで子供たちをはじめ、多くの地域住民が多様な芸術的な体験を重ね、文化芸術の持つ魅力への理解を高め合い、そのことにより文化芸術を通じた人づくり、まちづくりへの貢献を図ってまいりたいと考えております。

なお、新国立劇場との連携演劇公演と未就学児の子供たちを主な対象としました。お出かけそびあでは文化庁の補助金を、住民参加型ミュージカルでは一般財団法人自治総合センターの助成金をそれぞれ今申請中でございます。

続きまして収支予算に関してでございますが、5ページから9ページを御覧下さい。財団としての総収入は5,079万500円。総支出は5,036万9,500円です。この収支差額の42万1,000円につきましては、自動販売機による収益分となっております。この収益につきましては、財政調整積立金として活用させていただきます。

なお、6ページ以降に事業費、平成30年度事業費詳細計画として事業別の収支計画及び平成30年度管理費詳細計画を記載しておりますので御参照願います。

先ほど事業計画の中でも触れましたが、文化庁の補助金を482万5,000円。一般財団法

人自治総合センターの助成金を250万円それぞれ申請中でございます。

以上、30年度公益財団法人新宮町文化振興財団事業計画及び収支予算の報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（北崎 和博君） 質問を許可いたします。庵原議員。

○議員（5番 庵原 伸一君） 今、教育長の説明がありました新国立劇場の連携公演の中で、補助金収入を申請中だということですが、もう開催期間が8月12日やら、お出かけそびあについては年3回ですけど、日程的にも確定しておりますけど、こういう事業については申請中で、もうほぼこの金額等が確定しているということで理解しとっていいか伺います。

○議長（北崎 和博君） 社会教育課長。

○社会教育課長（西田 大輔君） はい、お答えいたします。まだ確定はしておりませんが、本事業の中で補助金の申請をした中で、補助金を運用した形で運営していくと。

そうでない場合は財団の方のお金ということになりますけれども、そちらのほうで運用していく予定にはしておりますが、教育長申しましたとおり、申請を出しておりますのでそれを待っているという状態が現状でございます。以上です。

○議長（北崎 和博君） 庵原議員。

○議員（5番 庵原 伸一君） いや、もう例えば新国立劇場の連携公演については8月12日というふうな形でもう決定しとるわけですけども、4月以降こういう計画ですよっていうようなもう事業計画に入っていくと思っておりますけど、先ほど課長が言いましたように、補助金収入が438万円見込んでありますけど、ない場合については振興財団がやっついていかないかとでしようけども、この部分についても補助金収入が入らないでもこの事業はこの通り事業経費はかかるわけですけど、やるっていうふうなことで理解しとっていいですか。

○議長（北崎 和博君） 社会教育課長。

○社会教育課長（西田 大輔君） はい、事業の内容につきましては、この予定でやるということで御理解して頂いてもらってよろしいかと思っております。以上です。

○議長（北崎 和博君） よろしいですか。いいですか。はい、他に。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 質問を終わります。

日程第46、報告第5号

○議長（北崎 和博君） 日程第46、報告第5号、新宮町議会の議決事件に該当しない契約の報告についてを議題といたします。内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（森 雅彦君） 報告第5号、新宮町議会の議決事件に該当しない契約の報告について

御説明を申し上げます。

新宮町議会の議決事件に該当しない契約の報告に関する条例第2条の規定により、新宮町議会の議決事件に該当しない契約について議会に報告をするものでございます。

平成29年11月から平成30年1月につきましては、予定価格が130万円以上の工事または製造の請負契約に関するものが一般会計で24件、特別会計で6件、水道事業会計で4件ございました。また50万円以上の委託契約につきましては、一般会計で10件、特別会計で2件、水道事業会計はございませんでした。

1ページからそれぞれの契約ごとの内容につきまして、また参考資料といたしまして入札結果表を添付しております。御参照くださいますようお願いいたします。

以上で説明終わります。

○議長（北崎 和博君） 質問を許可いたします。はい、庵原議員。

○議員（5番 庵原 伸一君） 入札結果が表の25ページの分で、上府第1排水区污水管渠築造工事でありますけど、工事場所について緑ヶ浜地内になってますけど、他の工事名をみますと他の所は緑ヶ浜、何何とかいうふうな工事名になってますけど、この污水管については上府という形での工事名になるようなことで、事業計画とか補助金の関係をとってあるかどうか、お伺いします。

○議長（北崎 和博君） 上下水道課長。

○上下水道課長（森 一彦君） はい、工事名につきましては、こちらの事業認可の関係で上府第1排水区の雨水管渠ということでなっておりますので、上府第1排水区雨水管渠築造工事ということになります。場所につきましては、こちら緑ヶ浜地区の緑ヶ浜池からゲートボール場に抜けてくる水路についての工事になります。雨水管渠のほうになります。

○議長（北崎 和博君） よろしいですか。他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 質問を終わります。

日程第47. 報告第6号

○議長（北崎 和博君） 日程第47、報告第6号、例月出納検査結果報告について（10月、11月、12月）が提出されております。質問があれば監査委員にお尋ねください。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 質問を終わります。以上で報告を終わります。

○議長（北崎 和博君） お諮りいたします。

本会議の会議中、誤読などによる字句、数字等の整理訂正につきましては、会議規則第44条の規定により議長に委任していただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 御異議なしと認めます。よって、誤読などによる字句・数字の整理、訂正は議長に委任していただくことに決定いたしました。

_____ . _____ . _____

○議長（北崎 和博君） これをもちまして本日の日程を終了し、散会いたします。お疲れ様でした。

午後4時06分散会
